

平成 27 年 度

監 査 報 告 書

定 期 監 査 等 結 果 報 告

平成28年 3 月 24 日

横浜市監査委員

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

平成28年3月24日

横浜市監査委員	川	内	克	忠
同	尾	立	孝	司
同	中	家	華	江
同	清	水	富	雄
同	森		敏	明

目 次

はじめに	1
第1 監査の概要	2
1 監査の対象	
2 監査の期間	
3 監査の方法	
4 監査結果の概要	
第2 監査の結果等	4
1 情報システムに係る事務	4
(1) 監査対象システム全体の状況	6
指摘事項1 (情報システムに係る事務 (物品事務))	7
課題 (ウ 定量的な効果指標の設定と効果検証)	7
意見1-1 定量的な効果指標の設定と効果検証	10
(2) 災害時安否情報システム (総務局情報技術課)	11
課題 (ウ 動員職員に対する操作訓練の実施)	12
課題 (エ マニュアルの整備状況)	13
課題 (オ 本システムの周知と外国語対応)	14
意見1-2 適切な情報システムの運用に向けた取組	15
(3) 土地・建物管理システム (財政局管財課)	16
課題 (イ 構築の経緯と現在の状況)	16
課題 (ウ 成果物について)	17
課題 (エ 完了検査について)	17
意見1-3 適切な情報システム開発に向けた取組	18
2 個性ある区づくり推進費に係る事務	19
(1) 自主企画事業費の概要	21
(2) 平成26年度及び27年度における自主企画事業費の取組状況	23
課題 (ア 区配予算等の内容の情報不足や用途限定等への対応)	25
(3) 自主企画事業費の事業見直しの取組状況	27
課題 (ア 全般的な事業見直し手法の共有)	28
課題 (ウ 更なる効果的な事業執行が求められる事業)	29
(4) 各区の取組等の共有及び活用	30
課題 (ア 他区の参考となる取組等の共有及び活用の状況)	30
意見2 自主企画事業費の趣旨に沿った予算編成 及び効果的な事業執行への更なる取組	33
3 経理事務等	34
(1) 物品購入及び委託に係る事務	35
指摘事項3-1 (契約事務)	35
指摘事項3-2 (個人情報への取扱いに係る事務)	37
指摘事項3-3 (検査事務)	38

指摘事項3-4（支出事務）	41
(2) 補助金事務	43
指摘事項3-5（補助金事務）	43
(3) 現金、金券類及び物品の管理事務	45
指摘事項3-6（現金、金券類及び物品の管理事務）	45
(4) タクシーの使用状況	48
課題と対応（イ 公共交通機関の利用が 可能と考えられるタクシーの使用）	48
(5) 公金外現金事務	50
指摘事項3-7（公金外現金事務）	53
(6) 内部監察（経理事務の自己点検）の状況	60
意見3 適正な経理事務の執行と再発防止に向けた取組	65
4 工事	66
(1) 工事の設計及び積算	68
指摘事項4-1（工事の設計）	68
指摘事項4-2（工事費の積算）	69
(2) 工事監理	72
指摘事項4-3（施工監理）	72
指摘事項4-4（施工に伴う手続）	75
(3) 工事の安全管理	77
指摘事項4-5（安全対策）	77
(4) 工事の変更等の契約手続	82
指摘事項4-6（設計変更）	82
(5) 公共建築物の保全に係る委託発注	84
課題と対応（(5) 公共建築物の保全に係る委託発注）	84
意見4 業務の適正な執行と組織の技術力向上への取組	88
5 財政援助団体等	89
(1) 固定資産の管理状況	93
指摘事項5-1（固定資産の計上）	93
指摘事項5-2（減価償却額の算定）	94
(2) 公の施設の管理状況等	97
指摘事項5-3（本市貸与備品の管理）	97
(3) 現金預金の管理状況	99
指摘事項5-4（現金等の管理）	99
(4) 財務諸表計上額の適正性	100
指摘事項5-5（引当金の計上）	100
指摘事項5-6（リース取引）	100
意見5 団体の物品管理に係るチェックの徹底	102
巻末表	103

はじめに

本市は、超高齢社会の到来、公共施設の老朽化など、様々な課題がある中、中期4か年計画のそれぞれの施策や事業を着実かつ効率的に執行することで、「施策の推進」と「財政の健全性の維持」の両立に向けた取組を進めています。こうした中、市政運営においては、事務事業の適正な執行に加え、事業の見直しや経費節減が一層求められているところであり、平成27年度の定期監査に当たっては、このような現状認識のもと、本市の事務事業について厳正に監査を行いました。

今回の監査では、例年のおり経理事務等について監査を行うとともに、「情報システムに係る事務」及び「個性ある区づくり推進費に係る事務」について、重点的に監査を行いました。

監査の結果については、改善が必要となる「指摘事項」に加え、改善することが望ましい、又は改善検討することが望ましいと考えられる「課題」を整理し、それらの改善の方向性について、監査委員の「意見」としてとりまとめました。

執行機関においては、指摘や課題のあった部署だけの問題とせず、全ての部署が当事者意識をもって現状の事務事業を見つめ直すとともに、各所管課の責任職においては業務の実態や進捗状況を十分把握し、適切な執行に努めてください。

市政の信頼向上に向けて、この監査報告が活用され、より適切に事務事業が推進されることを期待します。

第 1 監査の概要

1 監査の対象

主として平成26年4月1日から平成27年8月31日までに執行された財務に関する事務、工事等について、区は、中区、金沢区、港北区及び泉区を対象とし、局及び本部は、温暖化対策統括本部、会計室、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局を除く全てを対象とし、課を抽出して監査を行った。

なお、今回は、重点項目として、「情報システムに係る事務」及び「個性ある区づくり推進費に係る事務」について監査を行った。

また、本市が財政援助を行う団体等について、主として平成26年4月1日から平成27年8月31日までに執行された出納その他の事務を対象に監査を行い、併せて対象団体の所管局についても監査を行った。対象団体は、社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団、横浜高速鉄道株式会社及び株式会社横浜港国際流通センターとした。また、社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団を指定管理者としている施設のうち、横浜市総合リハビリテーションセンターを対象として監査を行った。

2 監査の期間

平成27年9月18日から平成28年3月4日まで

3 監査の方法

監査に当たっては、区局本部及び財政援助団体等の事務、工事等が関係法規、規程等に基づき適正に執行されているか、経済的、効率的及び有効的に執行されているか（3E^{*}の視点）などについて抽出により関係書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

また、監査委員による実地監査として、監査委員自らが事務の執行状況、工事の進捗状況、内部監察などについて状況確認を行った。

なお、監査の対象課等に関する詳細については、巻末表を参照されたい。

※ 3E

経済性：Economy、効率性：Efficiency、有効性：Effectiveness

4 監査結果の概要

今回の監査における指摘事項^{※1}、課題^{※2}及び意見^{※3}の件数（分野数）は、次のとおりである。

	情報システム	個性ある区づくり推進費	経理事務等	工 事	財政援助団体等	合 計
指摘事項	2件 (1分野)	なし	667件 (7分野)	41件 (6分野)	13件 (6分野)	723件 (20分野)
課 題	7 件	4 件	1 件	1 件	なし	13 件
意 見	3 件	1 件	1 件	1 件	1 件	7 件

- ※1 指摘事項
改善が必要であると認められるもの
- ※2 課題
改善が望まれるもの、又は改善検討が望まれるもの
- ※3 意見
指摘事項、課題を踏まえた、改善の方向性についての監査委員の見解

第2 監査の結果等

1 情報システムに係る事務

本市で稼働している情報システム（以下「システム」という。）に係る経費は、平成18年度の約 109億円から、平成25年度には約 128億円（行政・情報マネジメント課調べ）と増加している。

このうち委託業務について、会計室から提供された平成26年度の委託業務調書作成データから、システムに係る委託契約を、委託件名を基に抽出したところ、件数と契約金額はそれぞれ 498件、約 76億円となっており、件数、金額とも多くなっている。

そこで、今回の監査では、平成26年度の各区局におけるシステムに係る委託契約から、税務システムや国民健康保険システムなどの基幹系システムの委託を除いた契約金額 100万円以上の委託 217件を抽出し、ここからさらに、新規開発委託に加えて比較的小規模な委託を中心に抽出した 40件、33システム*について、所期の目的どおりシステムが利用されているか、稼働後に実効性のある効果検証が行われているか、という観点で監査を行った。

また、33システムの中から、円滑な運用への懸念、稼働の大幅な遅延、システムの統合の可能性など、課題が想定される 6 システムについて、実地監査を行った。

※ 40件、33システム

1 システムに対して、複数の委託契約となっている場合があるため、件数とシステム数は一致しない。

監査対象とした33システム

局	システム名
政策局	よこはまっぷ
総務局	人材育成支援システム 横浜市健康づくり支援システム 職員動員計画策定・管理システム 災害時安否情報システム
財政局	新土木工事積算システム 電子入札システム 土地・建物管理システム
市民局	広聴情報データベースシステム 証明発行システム
こども青少年局	障害児通所システム
健康福祉局	福祉事業所検索システム「よこはま福祉ナビ」 墓園管理システム がん検診台帳システム 年金生活者支援給付金システム 介護サービス自己負担助成金等支給システム
環境創造局	農地情報管理システム
資源循環局	産業廃棄物情報管理システム
建築局	まちづくり地図情報提供システム 市営住宅抽選管理システム 違反指導データベースシステム 開発・宅地造成等電子台帳システム
道路局	一般占用物件管理システム 水路・河川占用システム
港湾局	横浜港港湾情報システム
消防局	総合情報管理システム 消防業務支援システム 救急統計管理システム
教育委員会事務局	教育情報ネットワークシステム 小学校校務システム 中学校校務システム 学校給食費管理システム
選挙管理委員会事務局	投開票速報システム

実地監査を行った6システム

システム名 (所管局課)	概要	システム 稼働年度	開発費
			運用保守費 (平成26年度)
よこはまっぷ (政策局政策課)	福祉施設や市民利用施設等を地図上に表示した「区民生活マップ」など、様々なテーマで地図を本市ウェブページ上に公開したり、イントラネット上で地域情報を登録・閲覧するシステム	平成20年度	3,780千円 (注1)
			1,998千円
災害時安否情報システム (総務局情報技術課)	大規模災害発生時に地域防災拠点等で収集し、本人から同意を得た避難者の安否情報(氏名・住所・身体状況等)を、インターネット上で検索するためのシステム	平成18年度	6,487千円
			1,944千円
土地・建物管理システム (財政局管財課)	一般会計及び特別会計で所有している公有財産(土地・建物)の情報を管理するシステム	平成26年度	4,956千円
			—(注2)
よこはま福祉ナビ (健康福祉局企画課)	横浜市内の福祉事業所情報(事業所の所在地やサービス内容、横浜市福祉サービス第三者評価受審結果等)を本市ウェブページ上で提供するシステム	平成26年度	75,915千円
			3,888千円
一般占用物件管理システム (道路局管理課)	道路の占用物件(注3)について、占用者情報、占用期間、占用料等を管理するシステム	平成18年度	23,520千円
			3,298千円
水路・河川占用システム (道路局河川管理課)	水路、河川の占用物件(注4)について、占用者情報、占用期間、占用料等を管理するシステム	平成25年度	15,550千円
			1,166千円

注1 開発経費を含む「GIS活用推進調査委託」の委託費全額

注2 平成26年度は、かし担保期間のため運用保守契約なし

注3 突出看板、足場等

注4 橋梁、電柱等

監査の状況

(1) 監査対象システム全体の状況

ア 概要

システムの構築、運用には多額の費用が必要であり、構築の目的が実現できているか否かについては、期待される効果を事前に設定し、構築後に効果検証したうえで評価を行うことが求められる。

そこで、監査対象とした33システムの所管課に対し、設計書、契約書等の提出を依頼するとともに、30の設問からなる確認票への回答を求め、システムの構築及び改修における効果検証の状況、個人情報保護に関する手続、「情報システムの調達適正化支援事業^{*}」の活用状況などについて確認を行った。

※ 情報システムの調達適正化支援事業

各区局からの依頼により、情報システムの企画、開発、運用、改修、機器更新、再構築等の調達を、総務局行政・情報マネジメント課が技術的に支援することにより、調達コストの適正化、調達品質の向上、職員の技術力向上を図る事業

イ 事務手続の適正性

監査対象としたシステムに係る契約事務、物品の管理事務については、おおむね適正に処理されていたが、一部において、物品の交換に必要な手続が行われていないなど、不適正な事例が見受けられた。

指摘事項1 情報システムに係る事務（物品事務）

情報システムに係る事務について確認したところ、物品の管理事務において次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるように改められたい。

(ア) 平成25年度中に委託で調達したサーバー機器[※]について、平成26年4月に異なる機種と交換を行ったが、物品の交換に必要な手続を行っていなかった。

(財政局管財課1件)【改善済み】

(イ) 委託で調達したサーバー機器について、物品管理簿に記載して管理すべきところ、記載していなかった。

(財政局管財課1件)【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

財政局は、平成28年2月末までに、指摘事項への是正対応を行い、指摘事項に対応した相互点検、職員及び責任職を対象とした物品事務に係る研修を実施するとともに、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を局内で周知した。

※ サーバー機器

コンピューターネットワークにおいて、他のコンピューターに対して自身の持っている機能やサービス、データなどを提供するコンピューターのこと

ウ 定量的な効果指標の設定と効果検証【課題】

監査対象とした33システムについて、システムの構築あるいは改修の際に、期待される効果を設定しているシステムは、33システム中17システムにとどまり、9システムでは設定していなかった。

効果を設定していた17システムにおいても、定量的な効果指標は設定されておらず、効果検証も行われていないため、当初の目的が実現できたか否かを客観的に判断することができなかった。

これは、システムの構築前の業務分析が不足していたことなどによるものである。

効果を設定したシステムの状況

回 答	システム数
設定した	17
設定していない	9
対象外(法改正や国・県の要請により構築のため)	2
不明	5
合計	33

効果検証の実施状況

回 答	システム数
実施した	0
実施していない	17
合計	17

エ 個人情報保護

本市では、新たに個人情報を取り扱うシステムを構築する際には、横浜市個人情報保護審議会の意見を聴いたうえで、必要な措置を講じることとなっている。そこで、監査対象とした 33システムのうち、個人情報を取り扱うシステム 27システムについて確認したところ、18システムで審議済み、8システムが非該当、1システムが今後審議となっており、全てのシステムで必要な手続は行われていた。

個人情報保護審議会への審議状況

回 答	システム数
審議した	18
審議していない	0
非該当	8
今後審議	1
合計	27

オ システムの統合

庁内で稼働するシステムが多数存在する中、機能や業務が重複あるいは類似するシステムについては、システム統合を行って業務の最適化を行い、運用費用の縮減を図る必要がある。そこで、監査対象とした 33システムについて構築時におけるシステム統合に関する検討状況を確認したところ、3システムで検討を実施、28システムで検討を実施していなかった。

検討を実施していなかった理由として 21システムで類似システムがない、3システムで既に統合済みとなっていた。また、システムの統合には、業務分析や業務フローの見直しに相当の期間と費用が必要になると見込まれるため、

システム所管課では費用対効果の面から、統合の検討作業に踏み切れないケースがあった。

システム統合に関する検討状況

回 答	システム数
検討した	3
検討しなかった	28
不明	2
合計	33

システム統合を検討しなかった理由

回 答	システム数
類似システムがない	21
既に統合済み	3
他システムとの連携のため 統合できない	1
その他	3
合計	28

カ ハードウェアの統合

システムの統合が困難な場合であっても、ハードウェアを統合することにより、費用の縮減等を図ることができる。

本市では、平成26年7月から、庁内システムを対象に「仮想化プラットフォーム※」の運用を開始している。これを活用することで、サーバー機器の台数減による調達費用の削減を行うことができるとともに、バックアップや障害対策などを一元管理することによる各システム所管課の作業負担軽減や効率的な運用を行うことができる。

また、平成32年度に予定されている新市庁舎への移転では、各システム所管課執務室内に設置しているサーバー機器を、セキュリティが確保されたサーバールーム又はデータセンターに設置する計画となっている。

これらを踏まえ、各システム所管課は、ハードウェア調達費用及び運用費用の縮減に向けて、「仮想化プラットフォーム」の活用を検討することが求められる。

※ 仮想化プラットフォーム

1台のサーバーを仮想化技術（コンピューター資源を、実際の物理的な構成ではなく、論理的に分割して、あたかも複数台のコンピューターであるかのように動作させる技術）を活用して複数のサーバーのように扱い、それぞれに別のシステムを動かすことのできる設備のこと

監査の結果を踏まえ、次のとおり監査委員の意見を付す。

意見 1-1 定量的な効果指標の設定と効果検証

監査対象とした 33システム全てにおいて、システムの構築前の業務分析が不足していたことにより、現状の課題及び期待される効果の定量化がなされていなかった。このため、稼働後に現状と目標の比較による効果検証が行えず、構築によって当初の目的が実現できたか否かを客観的に判断することができなかった。

このような状況を改善するために、システム所管課は、次のような取組を徹底する必要がある。

- (1) システムの構築前の業務分析を必ず実施し、定量的な効果指標を設定する。
- (2) 稼働後には、適宜、効果検証を行い、構築等に対する評価を行う。

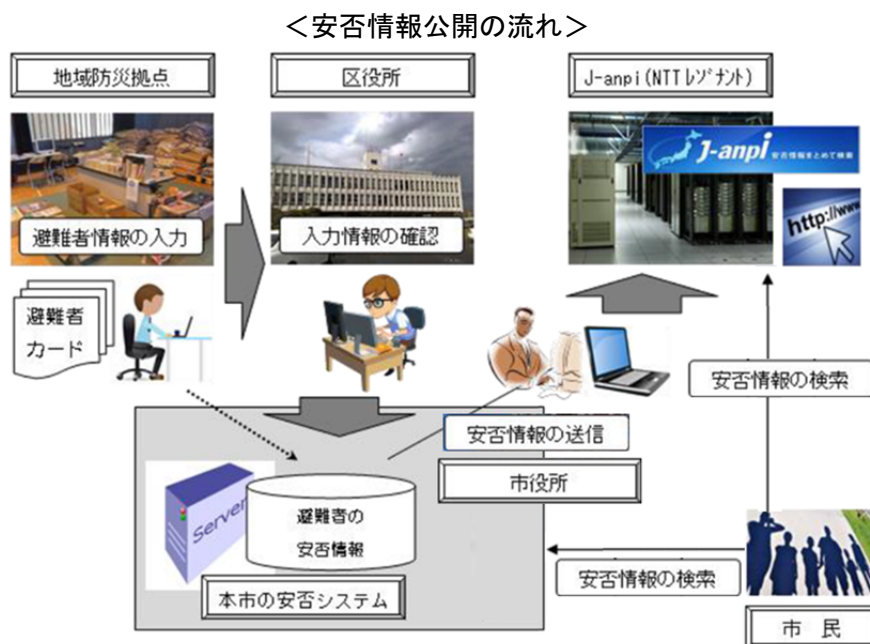
(2) 災害時安否情報システム（総務局情報技術課）

ア 概要

災害時安否情報システムは、大規模災害発生時に、市内の地域防災拠点※¹（以下「拠点」という。）等で収集した避難者の氏名、住所、性別、年齢、身体の状態、所在場所などからなる安否情報を、インターネットを利用して提供するためのシステムであり、平成18年4月から運用を開始した。

平成27年4月には、本市市民が他市町村で被災し避難した場合又はその逆の場合等の安否確認を行いやすくするため、エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「NTTレゾナント」という。）と協定を締結し、本システムに登録した避難者の安否情報を同社が運営する「J-anpi安否情報まとめて検索※²（以下「J-anpi」という。）」に提供し、J-anpiでも安否情報を確認できるようなシステム改修を行った。

本システムへの安否情報等の入力は、各拠点に参集した地域防災拠点動員職員※³（以下「動員職員」という。）が行うが、本システムは、大規模災害発生時に運用されるもので、平常時に作業を行うことはない。そのため、今回の監査では、災害発生時に動員職員が本システムを確実に運用できる取組が行われているかについて、重点的に監査を行った。



- ※1 地域防災拠点
災害発生時の避難場所となる市立小・中学校等（458校）であり、「震災時避難場所」と「被災地域の防災本部」の2つの機能を持ち合わせた拠点
- ※2 J-anpi（ジェーアンピ）安否情報まとめて検索
被災者の安否情報を誰もがウェブページで検索・参照できるよう、NTTレゾナントが、各携帯電話事業者等の災害用伝言板に登録された安否情報等を掲載するサイト
- ※3 地域防災拠点動員職員
地域防災拠点開設時の初動対応の支援と開設以降の運営支援を行う本市職員のことであり、地域防災拠点ごとに、局職員2人以上、教職員（連絡調整者）2人以上及び当該区職員2人以上を動員する。

イ システムの動作状況

監査委員による実地監査（平成28年1月29日実施）において、安否情報の入力から検索、削除までの一連のデモにより、本システムが正常に動作することを確認した。



総務局危機管理センター（市庁舎5階）内を視察する監査委員
<平成28年1月29日>



災害時安否情報システムのデモを確認する監査委員
<平成28年1月29日>

ウ 動員職員に対する操作訓練の実施【課題】

地域防災拠点訓練[※]（以下「拠点訓練」という。）における本システムの操作訓練の実施状況を確認したところ、平成26年度は454拠点中87拠点（19.2%）と極めて低かった。

危機管理室が各区危機管理責任者に対して拠点訓練の実施を通知した「平成26年度地域防災拠点動員等を対象とした訓練の実施について（通知）」には、本システムの操作訓練の実施について記載されていなかった。

また、各区の防災訓練や拠点訓練において、本システムの操作訓練を実施するよう求めた依頼を、平成23年度以降行っていない。

これらのことから、本システム入力用端末設置場所の未確認、操作方法の習得不足等により、動員職員が、災害発生時に本システムを円滑に運用できないリスクが高い。

※ 地域防災拠点訓練

自治会・町内会が中心となって組織する運営委員会が中心となり、避難所の効果的な開設・運営の訓練を行うことを目的として、毎年、各拠点で実施しており、動員職員も動員先の訓練に参加する。

エ マニュアルの整備状況【課題】

(7) 支援職員マニュアルの整備状況

災害発生時、動員職員は、拠点開設時の初動対応の支援と開設以降の運営支援を行うため、あらかじめ決められた拠点に参集することとなっているが、動員職員による支援事項等をまとめた「地域防災拠点開設・運営『支援職員マニュアル』(以下「支援マニュアル」という。)」には、本システムの入力作業についての記載がなかった。

このことから、動員職員が本システムの入力作業の役割を認識できず、災害発生時に安否情報を公表できないリスクが高い。

(イ) 操作マニュアルの整備状況

本システムに関する操作を記載した「避難者情報入力用ソフトウェア操作マニュアル(以下「操作マニュアル」という。)」には、庁内ネットワークが使用できない場合の安否情報登録方法の1つとして、デジタル移動無線を使用する方法が記載されていた。

しかし、拠点における入力用端末を更新したことにより、端末に接続端子がなくなったことから、デジタル移動無線の接続ができず、この方法では登録ができない状況となっていた。

また、避難者の申告に基づき「所在場所」を非公開とする場合の安否情報の入力方法が、操作マニュアルには記載されていなかった。

これらのことから、動員職員が操作マニュアルを参照した場合においても、適切に安否情報を登録できないリスクが高い。

(ウ) 安否情報の取扱い

本システムで取り扱う安否情報は個人情報であり、情報技術課では、災害対策本部廃止後、速やかに削除することとしているが、入力用端末等に保存される電子ファイルの削除方法及び拠点において避難者が安否情報を記載する「避難者カード(兼安否確認票)(以下「避難者カード」という。)」の削除履歴の記録方法を記載したマニュアルがなかった。

このため、安否情報が適切に削除されないリスクが高い。

オ 本システムの周知と外国語対応【課題】

本システムの目的は、安否情報を市内外に提供することであることから、日頃から本システムについて周知を図ることで、災害発生時に市民等が利用できる状況にしておかなければならない。

また、本システムでは、避難者カードの英語版を整備するなど外国人避難者の安否情報を収集、登録できる体制を整備しているが、本市ウェブページの外国語版には本システムへのリンクがないため、本システムの検索ページにたどり着くことができなかった。

仮にたどり着いた場合でも、本システムの検索ページは日本語の表示のみ対応しているため、日本語を読むことができない外国人には、本システムを利用できないおそれがある。

監査の結果を踏まえ、次のとおり監査委員の意見を付す。

意見 1-2 適切な情報システムの運用に向けた取組

平成26年度の拠点訓練において、災害時安否情報システムの操作訓練を実施した拠点は、全体の 19.2%と極めて少なかった。

これは、拠点訓練の実施通知に本システムの操作訓練についての記載がなく、支援マニュアルに本システムの入力作業に関する記載がなかったことが原因である。これらの背景には、本システムを所管する情報技術課と、支援マニュアルの整備、拠点訓練の実施の所管課が異なっており、両課の連携が不十分であったことがあげられる。さらに、各拠点訓練において、本システムの操作訓練の実施を求めた依頼を平成23年度以降行っていないことも一因である。

システム所管課は、関係課と連携し、動員職員が確実にシステムを運用できるようにするほか、広く市民等に利用されるよう、次のような取組を行うことが求められる。

(1) 動員職員に対する操作訓練の確実な実施

動員職員が円滑に本システムを運用するために、関係課と連携し、拠点訓練における本システムの操作訓練の実施を徹底する。

(2) 適切なマニュアルの整備に向けた取組

動員職員が円滑に本システムを運用するために、本システムの運用方法、操作方法、個人情報の管理方法等を記載したマニュアルを整備し、適宜見直しを行う。

(3) 本システムの市民への周知及び外国語対応に向けた取組

ア 本システムの認知度を把握したうえで、効果的な広報について検討を行い、実施する。

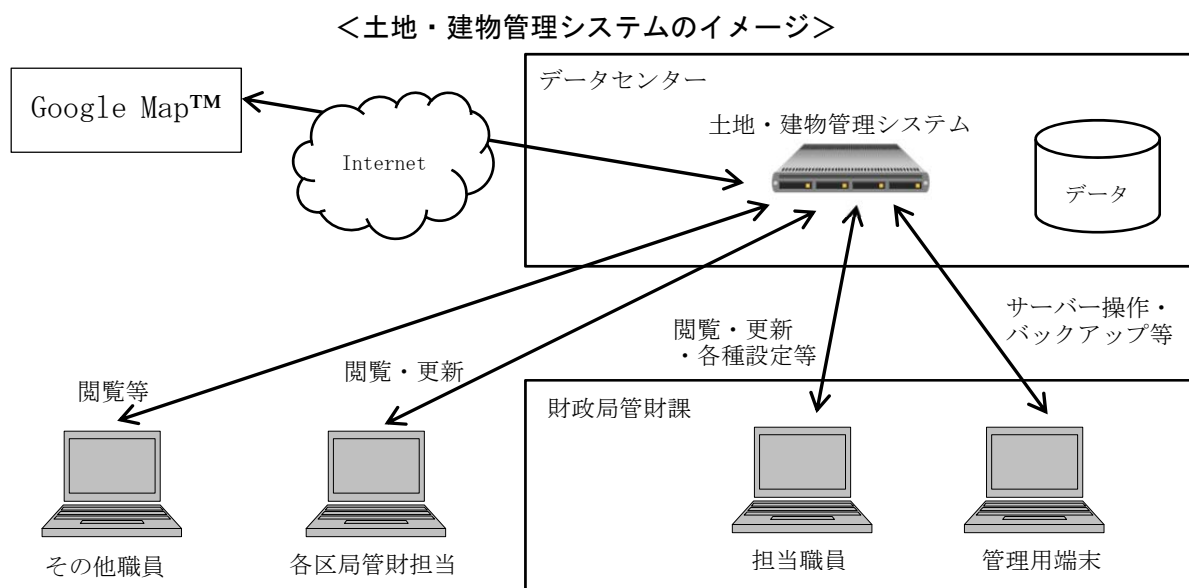
イ 外国語でも本システムを活用して安否情報の検索ができるなど、外国人にとっても操作しやすいシステムとなるよう、本市ウェブページの改修を行う。

(3) 土地・建物管理システム（財政局管財課）

ア 概要

土地・建物管理システムは、本市の一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）で所有している公有財産（土地・建物）の情報を管理するシステムである。各区局の財産管理担当課が公有財産情報を登録することで、その他職員が自席の端末から公有財産を検索し、詳細なデータを閲覧することができる仕組みとなっている。

本システムは、旧土地・建物管理システムにおける課題を改善する目的で、平成25年度に開発された。



イ 構築の経緯と現在の状況【課題】

本システムを所管する財政局管財課は、平成25年12月10日から平成26年3月31日までの期間で、本システムを構築する委託契約を締結した。

当該契約は、土地・建物管理システムのソフトウェア開発、サーバー機器等の調達・設置作業及び報告書作成等を行うものである。

本システムの完了検査は平成26年3月31日に行われ、検査確認の結果、評定を「良」とした。その後、平成26年9月から10月にかけて、データの更新作業を行い、平成26年10月に利用開始を予定していたが、画面表示が崩れる、動作が停止する等の障害が発生した。その修正作業を行ったため、利用開始が平成27年11月まで遅延した。

この対応を行ったにもかかわらず、公有財産の所在する区による一括検索など、検索条件によっては、当初仕様に定められた応答時間（検索処理で30秒）を超過している。

ウ 成果物について【課題】

本システムの構築委託では、システム設計書^{※1}やシステムテスト仕様書兼成績書^{※2}などの資料を成果物として納品することとなっている。そこで、システム設計書の内容を確認したところ、システムの目的や概要、機能一覧、画面フローなどの記載があったものの、画面の表示項目や動作の説明、帳票の印字項目、データベースに格納されるデータの種類や編集方法、各データベース間の関連性などの記載がなかった。また、プログラムの動作や処理の流れなどの詳細設計書に当たる資料がなく、システム設計書としては不十分な内容であった。

さらに、システムテスト仕様書兼成績書の内容を確認したところ、画面項目や帳票項目に関するテストでは、想定される表示結果に関する記載がなく、テストの目的が不明確となっていた。

システム開発における各種設計書は、開発者と発注者双方の認識を一致させ、構築後には、運用や改修のための引継ぎ資料ともなるものである。そのため、管財課は、これらの資料の記載内容について確認し、不足があった場合には追記するよう受託者に指示する必要がある。

※1 システム設計書

システムの開発に当たり、プログラム作成に先立って作成する設計書

一般的に、委託仕様書や発注者の要望などをまとめた「要件定義書」、要件定義書の内容に基づき、表示画面や出力帳票、保持するデータ項目などをまとめた「基本設計書」、基本設計書に定義された機能や操作、表示方法などについて、プログラムの流れやプログラムごとの処理方法などを具体的に記載した「詳細設計書」からなる。

※2 システムテスト仕様書兼成績書

システムがシステム設計書に記載したとおりに動作することを確認するために作成する、テスト方法及びその結果を記載したもの

一般的に、画面や帳票について、システム設計書に記載したとおりに処理が行われているかについて方法や手順、結果を記載する。

エ 完了検査について【課題】

システムの開発においては、受託者が実施したテストとは別に、発注者として、システムが要件定義書どおりに動作することを確認しなければならない。そのため、発注者は実際に業務で使用するうえで問題がないか、例外的なデータや想定外の入力を行った場合でも問題が発生しないかなど、あらかじめテストするケースと結果を想定し、テスト結果が想定どおりであることを確認する必要がある。

そこで、完了検査の実施内容について、テストケース表及びテスト結果表の提出を管財課に求めたところ、該当する資料を作成していなかった。管財課は、

検索処理やデータ編集処理など、処理ごとの画面遷移図を作成し、これをテストケース表の代わりとしていたが、テスト実施日、データの内容、処理結果、異常処理のテストの実施などを記録していなかった。このため、テストの実施内容について、いつ、どのように実施したか、その結果がどのようなものであったかを確認することができなかった。

監査の結果を踏まえ、次のとおり監査委員の意見を付す。

意見 1-3 適切な情報システム開発に向けた取組

土地・建物管理システムにおいては、障害の発生や仕様どおりにプログラムが作成されていなかったことによる稼働時期の遅延などの事態が起きていた。

これは、各種設計書等の記載内容が不十分であったこと、開発時に「情報システムの調達適正化支援事業」を活用しなかったことなど、管財課のシステム開発におけるプロジェクト管理*が不十分であったと考えられる。

また、各種設計書等の記載内容が不十分であったことや、テストに関する資料等が作成されなかったことは、本市のシステム開発におけるプロジェクトの管理に係る標準的なガイドラインが存在しないことも一因としてあげられる。

このような状況を改善し、より適切にシステム開発を進められるよう、次のような取組が求められる。

- (1) システム所管課においては、「情報システムの調達適正化支援事業」を活用するなど、システム開発に精通した職員の助言、指導を受け、システム開発におけるプロジェクト管理を適切に行う。
- (2) 本市のシステム開発に係る調整を所管する課は、本市におけるシステム開発プロジェクトの管理に関する標準的なガイドラインを策定し、システム開発に必要な各工程における作業内容と作成資料の目的、内容などについて明記する。

※ システム開発におけるプロジェクト管理
システム開発の各工程における必要作業の明確化、チェック体制の構築、責任職による進捗などを、関係者による定例会を開催し、確認、決定する。

2 個性ある区づくり推進費に係る事務

個性ある区づくり推進費（以下「区づくり推進費」という。）は、局からの予算配付により実施する事業の予算（区配予算）とは別に、区の機能強化を図ることを目的として平成6年度に創設された、区独自の予算である。

<創設の目的>

- 1 地域の総合行政機関として、区役所の自主性を高めること
- 2 地域のニーズに的確に対応し、個性ある区づくりを推進できること
- 3 地域的、個別的、緊急的ニーズに迅速に対応できること
- 4 区役所職員が主体的に参画できること

その後、区役所は、平成16年の市立保育所の移管や平成17年の土木事務所の編入など、市民サービスに直結する部門が強化され、区への権限移譲も積極的に進められてきた。このような中、区づくり推進費は、区自らの裁量・創意工夫に基づき、地域課題の解決に取り組む予算としての重要性が高まってきた。

また、少子高齢化の進展や人口動態は市内各地で異なり、地域の課題が多様化・複雑化する中、中期4か年計画では、地域で活動する様々な団体や人々、NPO法人、企業と区役所等が連携して身近な地域課題の解決に取り組む「協働による地域づくり」を進めることとしている。

さらに、本市は、平成27年6月に『特別自治市』制度における区のあり方（基本的方向性）^{*}を策定し、区の役割の拡充と住民自治の強化などの方針を定めた。

そこで、今回の監査では、区づくり推進費の中でも、特に創設の趣旨が反映されている自主企画事業費を中心として、趣旨や時代の変化に沿って地域のニーズや課題に柔軟に対応した予算編成及び事業執行が行われているか、自主企画事業費と関連のある区配予算も活用し、効果的な予算編成及び事業執行が行われているか等について、中区、金沢区、港北区及び泉区の4区並びに区の予算をとりまとめている市民局を対象に監査を行った。

※ 「特別自治市」制度における区のあり方（基本的方向性）

平成27年6月に「特別自治市」制度における区のあり方（基本的方向性）を、次のとおり策定している。

- 1 大都市横浜の一体性や区局連携による効果的かつきめ細やかな大都市行政を生かすため、特別自治市内部の自治構造は、特別区のような新たな自治体をつくるのではなく、法人格を持たない区（行政区）とする。
- 2 「市民に最も身近な総合行政機関」、「地域協働の総合支援拠点」として、区の役割を拡充する。
- 3 区の役割の拡充と住民自治の強化に伴い、区長の権限の強化を検討する。
- 4 住民自治を制度的に強化する。
- 5 「区役所の機能強化・役割拡充、区長の権限強化」、「地域協働の取組や区政への住民参画」、「市議員による区政の民主的チェック」という3つの取組を「三位一体」で行う必要がある。

監査委員による実地監査（平成28年1月15日実施）において、区づくり推進費の予算編成及び事業執行等について、ヒアリングを行った。



中区役所において区づくり推進費の取組状況等のヒアリングを行う監査委員
 <平成28年1月15日>



視察場所の中区役所別館について説明を受ける監査委員
 <平成28年1月15日>

自主企画事業費の監査対象課別事業数

課名	中区		金沢区		港北区		泉区		4区合計	
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
総務課	2	3	2	2	4	4	2	2	10	11
区政推進課	4	5	6	8	8	7	11	10	29	30
地域振興課	9	11	16	16	16	18	16	16	57	61
戸籍課	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
税務課	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
福祉保健課	5	4	6	7	5	6	5	5	21	22
高齢・障害支援課	3	4	3	3	3	3	3	2	12	12
こども家庭支援課	3	3	7	7	5	5	5	5	20	20
合計	27	31	40	43	42	44	42	40	151	158

注 複数課で一つの事業計画書を作成している（共管事業）場合、それぞれ課ごとに1事業としてカウントしているため、事業計画書の数と一致しない。

また、平成27年度の機構改革により地域振興課からこども家庭支援課へ移管された事業については、平成26年度、27年度ともにこども家庭支援課の事業として集計した。

監査の状況

(1) 自主企画事業費の概要

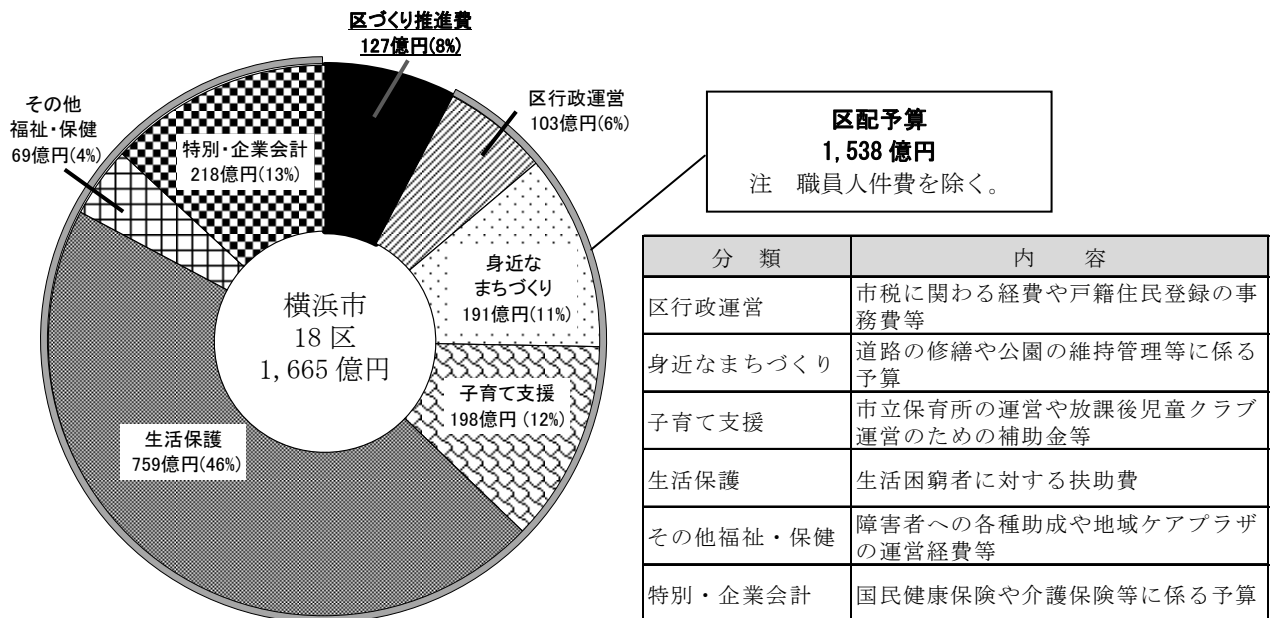
ア 区が執行している予算について

本市では、各局で編成した予算のうち、個人への給付事業や施設の運営に係る経費等、市民に近い区役所が執行することでより高い効果を得られるものについては、区配予算として局から区に予算を配付し、区が局の事業を執行している。

区が執行している予算の大部分は区配予算であり、区づくり推進費は、区が執行している予算の8%となっている。

区では、区配予算と区づくり推進費を活用して、地域課題の解決に取り組んでいる。

＜分野別に分類した区が執行している予算（平成27年度）＞



区づくり推進費（127億円）の内訳

項目	27年度予算 (百万円)	説明
自主企画事業費	1,832	区役所が独自に企画し、執行する事業費
一般管理費	10,794	区庁舎・区民利用施設の管理運営に係る経費等
温暖化対策プラス事業	10	区役所や地域における温暖化対策の取組を推進するための事業費
区環境未来都市推進事業	15	区が地域特性を生かした事業を提案し、環境未来都市計画を推進するための事業費
合計	12,651	

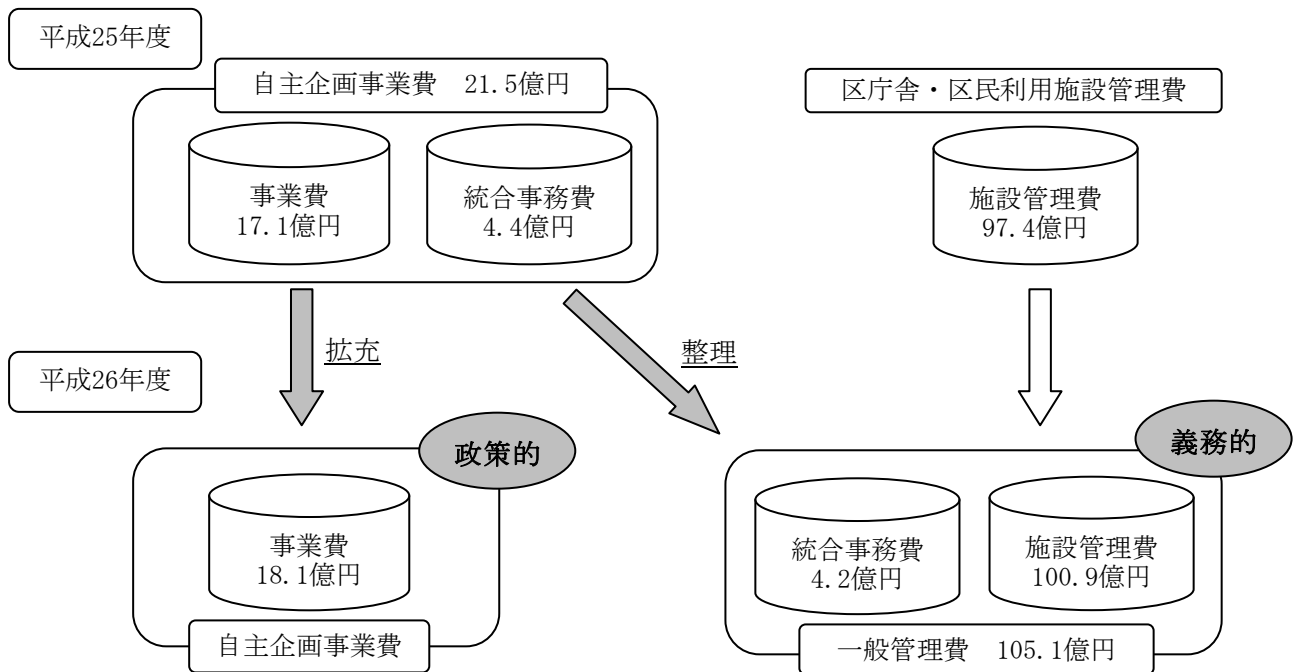
注 上記以外に、区づくり推進費の予算を活用し、局が区と連携し事業を実施する区局連携事業（37百万円）がある。

イ 自主企画事業費のこれまでの変遷

自主企画事業費は、平成6年度に1区一律1億円の予算として創設され、平成17年度予算で18区合計27億円まで拡大された。

その後、財政状況が厳しい中、自主企画事業費全体が減少した結果、自主企画事業費の中で、区が裁量を発揮できない事務費（統合事務費）の割合が相対的に大きくなってきたことから、区の裁量の範囲を圧迫する状態となっていた。このため、平成26年度予算編成時に統合事務費を自主企画事業費から抜き出し、自主企画事業費の政策的経費としての位置づけを明確化した。また、自主企画事業費は18区の合計額18億円を確保するよう予算を増やした。

＜平成26年度予算編成における自主企画事業費の見直し内容＞



ウ 自主企画事業費の対象範囲

各区は、自主企画事業費創設時に定めた次の①～④のいずれかに該当する事業及び平成22年度予算から加わった⑤に該当する事業を対象範囲として、自主企画事業費の予算編成を行うこととなっている。

- ①区長の権限に属するもの
- ②局の所管が不明確なもの
- ③局が事業として着手していないもの
- ④局事業に区独自の个性的内容を付加するもの
- ⑤従前、各局から配付されていた予算のうち、区が地域の実情に応じて実施することが望ましいため、自主企画事業費に統合したもの

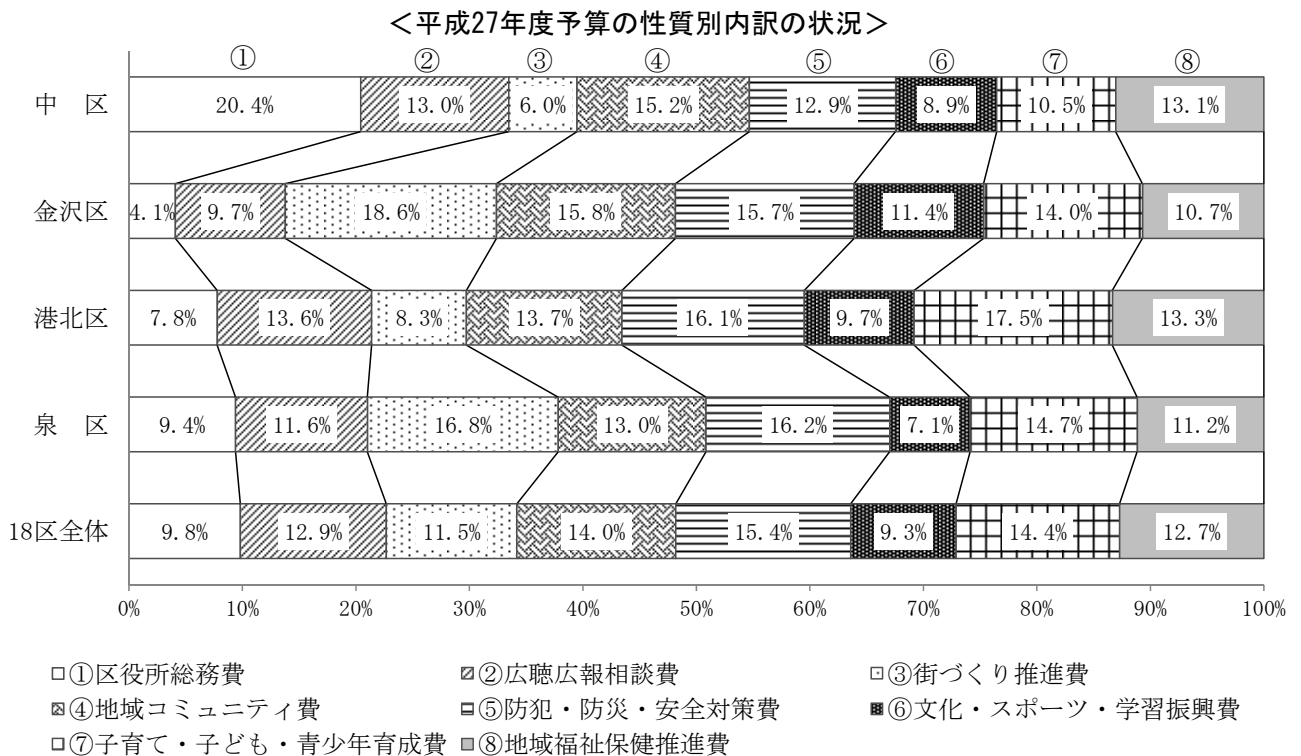
なお、個人への給付事業など、全市一律のサービス水準の確保が前提となる事業は対象外となっている。

(2) 平成26年度及び27年度における自主企画事業費の取組状況

ア 平成27年度予算の性質別内訳の状況

自主企画事業費については、性質別に各事業を8つに分類しており、18区全体及び監査対象4区の内訳は、次のとおりとなっている。

子育て世帯の多い港北区では、子育て・子ども・青少年育成費（グラフ⑦）に占める割合が多く（17.5%（18区全体 14.4%））、観光施策や大学との連携による地域の活性化に取り組む金沢区では、街づくり推進費（同③）が多い（18.6%（同 11.5%））など、各区の性質別の比重は、地域特性や重点的取組などに応じた特徴が見られる。



イ 地域のニーズの把握方法及び自主企画事業費への反映状況

各区とも各種団体との会議や地区担当職員*による地域との交流の中で地域のニーズを日常的に把握するだけでなく、区民意識調査やテーマを絞った調査を行うなど、地域のニーズの把握に努めている。泉区では、連合自治会町内会の単位で選出された地域の方々をメンバーとする泉区地域協議会を組織し、その参画の中で、地域課題や区が行う事務事業などに対する意見、提案及び事業評価などを行っている。

なお、地域のニーズを反映して新規に予算化された事業としては、中区での商店街活性化への取組の一つとして実施した、小学生が商店街の店舗で販売を体験する「お仕事体験」や泉区での地域防災拠点運営委員及び町の防災組織を対象とした研修の実施等がある。

※ 地区担当職員

課長・係長級職員を中心におおむね地区連合町内会ごとに担当する職員を決め、地区連合町内会定例会や地域の主要行事（防災訓練、夏祭り、運動会など）へ参加したり、地区連合町内会長をはじめとする地域活動者との関係を構築したりする役割を担っている。

地域のニーズ把握への取組状況（平成26、27年度）

区 名	地域のニーズの把握方法
中 区	①区内各種団体や全自治会・町内会への横浜市予算に関する要望書の提出依頼（毎年） ②区民意識調査（おおむね3年に一度）
金沢区	①都市マスタープラン区プラン及び第3期地域福祉保健計画策定に向けた区民へのアンケート調査（随時） ②地区推進連絡会を全14地区で各2回開催し、地域課題を収集・対応（毎年）
港北区	①重点テーマに絞ったまちづくり調査（毎年） ②区民意識調査（4年に一度実施。直近では平成24年度に実施）
泉 区	①泉区地域協議会での地域課題の解決に向けた情報交換（通年） ②「地域と区のつどい」を全12地区で各1回開催し、地域課題を収集・対応（毎年） ③区民意識調査、外国人意識調査（不定期）

ウ 区局連携事業の活用状況

区局連携事業は、区だけでは解決できない地域課題の解決に向け、区づくり推進費の予算の一部を活用し、局が区と連携し事業を実施する仕組みである。

中区では、居住者の1割が外国人であり、学齢期の子どもへの日本語学習の支援を行うことが急務であったが、自主企画事業費だけでは課題解決が難しいものであったため、教育委員会事務局に働きかけ、区局連携事業として事業化している。平成27年度予算では、同様の事業が中区のほか2区で実施されるなど、他区に広がっている。

なお、平成26年度予算までは、区づくり推進費の予算を活用できるのは区局連携事業として事業化した年度のみで、2年目以降の事業継続可否は、事業所管局が当該年度中に判断する必要があるため、事業の実施効果を検証しづらいことや、厳しい財政状況下では事業所管局が予算を確保し事業継続することが難しい状況にあった。このため、平成27年度予算編成からは、区づくり

推進費の予算を初年度から最大3年間活用できる仕組みに制度変更している。

この制度変更により、地域課題の解決のための事業化が一層進むことが期待されている。

平成27年度予算における区局連携事業の状況

(単位：千円)

区名	事業名等（予算計上局）	予算額
中区	外国籍・外国につながる児童生徒への学習支援事業（教育委員会事務局）	6,319
	ことぶき高齢者健康維持支援事業（健康福祉局）	8,560
	開港記念会館（中公会堂）の利活用あり方検討事業（市民局）	3,000
金沢区	金沢区におけるICTプラットフォームとオープンデータの推進（政策局）	1,000
	旧川合玉堂別邸保護活用事業（教育委員会事務局）	2,000
港北区	なし	—
泉区	なし	—

エ 自主企画事業費と関連のある区配予算等との対応状況

(7) 区配予算等の内容の情報不足や用途限定等への対応【課題】

一部の事業では、区が自主企画事業費の予算案を策定している間に、区に關係する局事業及び区配事業の額や実施内容等の情報が区へ十分に伝わらなかったことから、区では、これらの予算が確保されない場合に備えて自主企画事業費に一定額を計上したが、結果的に局が予算を確保したため、二重計上となった事例があった（港北区：災害時の医療救護隊参集拠点用無線機購入経費等）。

また、放置自転車対策では、区配予算と自主企画事業費を合わせて監視業務等を実施するとともに、各区の独自の取組として自主企画事業費により啓発事業等を行っている。平成27年度予算において、中区では、区配予算の額が前年度に比べて減額となっていたが、区配予算の状況を把握した時には自主企画事業費の予算案の策定をほぼ終えていたため、予算を増額する等の対応が難しい状況が見られた。このような状況を受け、事業所管局では、平成28年度の自主企画事業費の予算案の策定に間に合うよう、平成27年9月に、明確な配付基準とともに各区の配付見込額を全区に通知する改善に取り組んでいる。

なお、区配予算と自主企画事業費を合わせて事業執行している他の事例としては、区配予算に自主企画事業費を上乗せして実施している第3期地域福

祉保健計画の策定や、基本的に必要な経費の2分の1ずつを負担して実施している都市計画マスタープラン区プランの策定があった。

さらに、区配予算で対応している事業でも、区によっては、所管局が決めた用途が区の必要とする内容と合わないことや、18区一律の基準による区配予算額や執行体制等では地域課題の解決に対応しきれないことなどを理由として、自主企画事業費で補完している事例もあった（中区：乳幼児健診における外国人対応のための看護師の増員経費、港北区：新生児家庭訪問等の充実経費、泉区：養育サポートのための相談体制強化経費等）。

放置自転車対策に係る区配予算及び自主企画事業費の予算計上状況

(単位：千円)

予算区分	中 区		金沢区		港北区		泉 区	
	26年度 予算	27年度 予算	26年度 予算	27年度 予算	26年度 予算	27年度 予算	26年度 予算	27年度 予算
区配予算	18,000	10,500	24,500	21,350	23,000	23,700	7,000	7,500
自主企画事業費	2,676	2,516	3,098	2,700	6,267	7,884	445	445
合 計	20,676	13,016	27,598	24,050	29,267	31,584	7,445	7,945
自主企画 事業費による 主な 事業内容	区配予算の額では不足する監視業務委託等について、上乗せし実施する事業		監視業務委託 (増員配置分)	鉄道駅での啓発活動委託	監視業務委託 (休日配置、増員配置分)		-	
	その他各区の特性に応じて独自に取り組む事業		中華街でのキャンペーン実施等	協議会補助による啓発活動等	区独自の撤去委託、協議会補助による啓発活動、区民ボランティアによる啓発等		協議会補助による啓発活動等	

区配予算と自主企画事業費を合わせて事業執行している事例

(単位：千円)

事業内容	自主企画事業費への 計上の考え方	予算区分	中 区		金沢区		港北区		泉 区		
			26年度 決算	27年度 予算	26年度 決算	27年度 予算	26年度 決算	27年度 予算	26年度 決算	27年度 予算	
第3期地域福祉保健計画の策定	計画策定に係る経費のうち、区配予算に上乗せする経費	区配予算	499	900	500	1,000	588	1,000	858	1,000	
		自主企画事業費	888	2,673	1,676	2,155	258	1,018	16	1,350	
		合 計	1,387	3,573	2,176	3,155	846	2,018	874	2,350	
都市計画マスタープラン区プランの策定	①区プラン策定に係る標準的な必要経費の2分の1 ②地区プラン策定等の区独自の取組に係る経費	区配予算			715	1,600	1,380			980	1,500
		自主企画事業費	28年度に事業着手予定		1,044	1,600	1,395	27年3月改定済	1,232	1,520	
		合 計			1,759	3,200	2,775		2,212	3,020	

(イ) 執行段階の工夫

泉区では、自区における全ての区配予算を把握し、区独自に区配予算の執行課、事業名、事業概要、予算額及び配付元の所管局課を一覧表にまとめ、責任職に対し区配予算も含めた予算の執行管理の意識づけを行い、効果的な予算執行を図った。これにより予算編成においても、区配予算と自主企画事

業費の関連事業の執行内容を整理し、生み出した財源により自主企画事業費に新たな取組が生まれるなど、効果を発揮した。

オ 平成26年度決算における自主企画事業費の執行率の状況

平成24年度決算審査意見書において、自主企画事業費の執行率の低い状態（平成24年度決算では最低 85.8%）が数年続いていた区があったことから、地域の実情・ニーズなどに応じた事務事業の実施に向けて、執行管理の分析・検討などを行うことを求めた。これを踏まえ、平成25年度から各区では、これまで以上に執行管理を徹底し、地域の実情・ニーズなどに応じた事務事業の実施に取り組み、平成26年度決算での執行率は、18区平均で 97.6%、最も執行率の低い区でも 94.9%となっている。

平成26年度決算における自主企画事業費の執行率

監査対象区				18区全体		
中 区	金沢区	港北区	泉 区	平均	最高	最低
95.8%	97.4%	98.4%	99.6%	97.6%	100.0%	94.9%

(3) 自主企画事業費の事業見直しの取組状況

ア 各事業の継続年数の状況

自主企画事業費は、区民の日常生活における身近な課題や要望に対し、区が創意工夫を発揮し、迅速・的確に対応していくための予算として位置付けられていることを踏まえると、新しい課題にも柔軟に対応できる事業展開が望ましい。しかし、各事業の継続年数を調査したところ、10年を超えて継続している事業の事業費が 18区全体で 65%、中でも 20年を超える事業の事業費が 35%を占めている。

平成27年度予算 自主企画事業費の各事業継続年数

区 名	継続年度別 (上段) 事業数/ (下段) 事業費 (千円)					合計 (注)
	1~5年	6~10年	11~15年	16~20年	21年~	
中 区	4 (13%)	8 (26%)	10 (32%)	3 (10%)	6 (19%)	31 (100%)
	7,379 (7%)	23,962 (24%)	27,150 (27%)	4,032 (4%)	38,966 (38%)	101,489 (100%)
金沢区	12 (30%)	7 (18%)	9 (23%)	3 (8%)	9 (23%)	40 (100%)
	14,980 (15%)	19,600 (19%)	21,416 (21%)	8,602 (8%)	36,684 (36%)	101,282 (100%)
港北区	5 (11%)	10 (22%)	13 (29%)	3 (7%)	14 (31%)	45 (100%)
	10,777 (10%)	32,914 (30%)	18,471 (17%)	3,936 (4%)	43,817 (40%)	109,915 (100%)
泉 区	7 (18%)	15 (38%)	9 (23%)	1 (3%)	8 (20%)	40 (100%)
	13,761 (14%)	34,322 (35%)	18,893 (19%)	3,088 (3%)	28,064 (29%)	98,128 (100%)
18区合計	125 (19%)	167 (25%)	146 (22%)	48 (7%)	173 (26%)	659 (100%)
	188,099 (10%)	449,392 (25%)	414,970 (23%)	136,372 (7%)	643,376 (35%)	1,832,209 (100%)

注 各区の自主企画事業費全事業を対象に集計。また、1事業内に、異なる事業区分ごとに予算決算を分けて執行している場合、事業区分単位を1事業として継続年度を精査しているため、事業計画書の数とは一致しない。表中の数値は、表示単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

イ 事業見直しの状況

(7) 全般的な事業見直し手法の共有【課題】

各区では、おおむね時代変化等を踏まえた取組内容となるよう事業の見直しを行っており、事業継続年数の長い事業についても、同様に見直しを行っていた。また、参加者数の少ないイベント等については、次年度以降の見直しを検討中のものもあった。

金沢区では、予算編成に当たり、自主企画事業費の全事業について必要性、妥当性、有効性、効率性、類似性、つながり等統一的な指標を用いて事業評価を行い、見直しで得られた財源を基に新たな事業を検討している。

このような事業見直しの手法を他区でも参考とすることにより、より効果的な事業見直しにつなげることが期待できるが、各区の手法は共有されていなかった。

予算編成時の事業見直しの取組内容

区名	予算編成時の事業見直しの取組内容
中区	8月の区長サマーレビューにおいて、新規・拡充事業を含めた全事業の方向性の議論を行った後、総務課が各課の提出した事業計画書により事業見直しの状況を確認
金沢区	区独自に定めた、必要性、妥当性、有効性、効率性、類似性、つながり等の統一的な指標により全事業の事業評価を行いながら、事業見直しを実施
港北区	港北区の現状・トピックや課題を踏まえた、新規事業の創出、既存事業の拡充及び見直しに関する調書を用いて、自主企画事業検討会を実施
泉区	自主企画事業費全事業を細目事業単位で当年度の執行内容を確認するとともに、事業検証と翌年度の方向性を検討する調書を用いて検討

(イ) 執行段階で特に工夫が見られた事例

商店街振興の一環として、商店街が中心となって実施するイベント事業等に対して補助金を交付することにより、商店街の活性化を図る取組を行っている区があるが、泉区では商店街への補助金制度を設けても申請が少なく不用額が生じている状態であった。このため、泉区では、その原因を分析し、補助金をより有効に活用し商店街の活性化を図るには、商店街の経営者と連携した事業が必要と考え、執行段階で事業の見直しを行った。具体的な内容として、商店街の活性化に向けて、泉区商店街連合会と連携して他区の商店街の視察や研修会を開催することや、商店街主催イベントの区のブースにおいて、区内商店街を紹介し、また地域コミュニティの担い手としての商店街の活動を紹介するなど、新たな取組を行った。

(ウ) 更なる効果的な事業執行が求められる事業【課題】

各事業の見直しには各区とも取り組んでいるものの、一部の事業では、更なる効果的な事業執行が求められるものがあつた。

a 参加者数等の拡大が求められるもの（中区、金沢区）

(a) 中区では、補助金交付により、介護予防を目的として区内銭湯での体操・レクリエーションを実施するデイ銭湯事業を行っている。平成26年度の実施状況を確認したところ、同一の実施会場で計 22回開催し延べ参加者数は 214人、平均参加者数は 9.7人であつた。また、参加者ごとの参加回数を中区では把握していなかつた。補助金を交付する立場として参加者の状況等を把握するとともに、より多くの方々の参加につながるための取組を補助金交付先団体に働きかける必要がある。

(b) 金沢区では、環境啓発の一環として、区内在住の小学生と保護者を対象とした施設見学等を行う「実感して見隊 エコ探検ツアーIN金沢」を実施しているが、募集人員は 40人のところ、実際の参加者は平成26年度 20人、平成27年度 10人と限られた人数となつていた。より多くの区民が参加し環境行動の普及啓発につながるよう、開催時期や内容を工夫することが求められる。

b 事業の効果検証のための調査・分析が求められるもの（泉区）

泉区では、区内の日本語ボランティア従事者を増やすことを目的として、毎年度定員 20人で無料の養成講座を開催している。講座受講後の受講生のボランティア活動状況を確認したところ、活動状況を把握しているのは、区内にある3つのボランティア団体で活動している方のみとなつており、その人数は平成26年度の受講生 17人中9人、平成27年度の受講生 20人中7人で、半数以上の受講生の活動状況が把握できていなかつた。ボランティア従事者を増やすという事業目的を達成するためには、各受講者の受講後のボランティア活動状況を把握し、区が想定する活動を行っていない場合には、原因を調査・分析し、より効果的な事業となるよう検討することが求められる。

c 類似事業の再編が求められるもの（金沢区）

金沢区には、横浜金沢観光協会と横濱金澤シティガイド協会とがあり、それぞれが観光案内や区内PRのための各種事業等を行つており、区では両団体に対し運営費（事務費等）として補助金を交付し観光振興を図っている。両団体の連携を深め、観光施策を整理することにより、さら

に事業効果を高めることが期待できる。

なお、横濱金澤シティガイド協会では、区からの補助金を受け金沢八景駅近くに観光拠点「さわさわ」を週5日開所しているが、平成26年度来客数は3,141人で1日平均にすると12人となる。観光施策の整理とともに、より観光客に利用されるような取組に期待する。

(4) 各区の取組等の共有及び活用

ア 他区の参考となる取組等の共有及び活用の状況【課題】

放置自転車対策や災害発生時の対応など、各区に共通すると考えられる地域のニーズや課題に対して、今回監査を実施した4区には、区民ボランティアの活用や、電話を活用して短時間に情報の伝達及び収集を行うシステムの導入など、特徴的な取組があった。

特徴的な取組等の例

	他区の参考となる取組等		実績・効果等	区名	事業開始年度
	事業・取組名	内容			
区民ボランティアの事業参画	放置自転車ストップし隊事業	監視事業の補完策として、区民から募ったボランティア監視員により鉄道駅7駅で、1日2時間程度、自転車等の放置防止に関する啓発・指導を実施	①平成26年度活動実績：監視員32人、延べ2,154回実施 ②経費節減試算額：約420万円/年(注)(ボランティア謝金1,000円/回) ③地域住民自らが課題解決に取り組む意識が高まり、自転車の放置を抑止	港北区	平成19年度
	窓口案内ボランティア事業	親しみやすい区役所を実現するため、区民から募集したボランティアにより窓口案内を実施(平日の午前・午後の各2時間30分、2人1組のローテーションにより活動)	①平成26年度案内実績：ボランティア22人、27,574件案内 ②経費節減試算額：約180万円/年(注)(ボランティア謝金1,000円/回) ③ボランティアから窓口対応や行政サービスについての意見や提案を聞き区の業務を改善(平成26年度の業務改善：10件)	泉区	平成18年度
システム活用による災害発生時の効率的な情報伝達及び収集	緊急時情報システムの導入	災害発生時など緊急時に、電話を活用して全自治会町内会長等へ自動音声により防災情報等を一斉送信するとともに、受信者から電話機のプッシュボタンにより避難所開設準備状況などを回答してもらい、回答結果を一斉集約するシステムを導入	①登録状況：区内の全172自治会町内会を始め、保育園、小・中学校等計317箇所(平成28年2月時点) ②配信実績：全自治会町内会長へ3分で情報の発信完了、20分後に約7割が回答完了 ③メール等の利活用に不慣れな区民でも音声に従い操作でき、数人の区職員で対応可能 ④18区で情報共有し、新たに3区が平成28年度予算で導入検討中(瀬谷区では別途同種のシステムを導入済)	金沢区	平成26年度

注 経費節減試算額は、類似の委託業務の単価によりボランティア業務を行ったと想定して算出した。

このような取組は、他区でも一定の効果が見込まれると考えられるが、他区の様々な取組について、一部を除き、事業担当課まで情報が共有されていなかった。

イ 補助金交付先団体の自立支援への取組

青少年指導員やスポーツ推進委員等の委嘱委員の団体等の事業費や運営費に対し自主企画事業費等で補助金を交付する一方、その団体の経理事務（公金外現金）を所管課の職員が事務局として行っていることも多い。公金外現金は現金預金の管理等のリスクがあることから、全市的に取扱いを減らしていく流れの中で、港北区及び泉区では、団体の自立を支援し、取扱いを減らす取組を積極的に行っている。

地域との関係の中で事務移管が難しい状況はあるものの、泉区では、平成26年度まで区職員が行っていた区体育協会の経理事務を、平成27年5月に団体へ移管を行った事例もあった。

公金外現金取扱状況（平成27年度）

区名	中区	金沢区	港北区	泉区
取扱件数（注）	15件	13件	12件	8件

注 取扱件数は、公金外現金事務処理要領とは別の要領に基づいて管理している生活保護費の預り金等は対象外とした。

課題の背景・原因

(1) 自主企画事業費及び区配予算の予算編成及び執行管理

区と局の予算が重複した事例や自主企画事業費で区配事業を補完した事例については、自主企画事業費の予算案を策定するに当たって必要な自区への区配予算の額や内容等の情報を区が十分に把握できていなかったこと、区配予算が経費を限定するなど地域課題によりきめ細かく対応できる内容となっていなかったことなど、区と局の連携が十分に取れていないことが原因である。また、区配予算に加えて自主企画事業費で対応する事業について、区配予算と自主企画事業費各々が対応する事業範囲のとらえ方に、区と局で相違が見られる部分もあった。

(2) 十分な効果検証を踏まえた事業見直しの取組

一部の事業で、参加者等が少ないなど事業効果が上がっていない事業や効果の把握が不十分な事業が見られたのは、事業の実施場所や時期が参加しづらいものであったこと、事業実施後の追跡調査が不十分であったことなどが原因である。

また、各区における自主企画事業費の事業継続年数を見ると、10年を超えて継続している事業の事業費が全体事業費の過半を占めている。このような状況の中で、地域のニーズや課題に柔軟に対応するためには、定期的に例外なく各事業を点検し、必要に応じて事業の見直しに取り組む必要があり、より効果的な事業見

直しを行うためには、他区の事業見直しの手法も参考となると考えられるが、手法を共有することの必要性は、ほとんど認識されていなかった。

(3) 他区の参考となる取組等の共有及び活用

他区でも同様の地域のニーズや課題があり、一定の効果が見込まれる取組等を活用していくことも市民の利益につながる重要な視点である。そのためには、まず、他区の事例を共有することが第一歩であるが、区長や総務課長など各職位で構成される会議や電話会議※の場で、各区の取組等の紹介は行われているものの、事業担当課においては、経常業務における課題解決に追われ、各区の取組等の共有が十分に行われていなかった。

※ 電話会議

市長執務室と 18区役所を電話回線で結び、毎回あらかじめ設定したテーマについて、各区が取組状況を発表し、区長を始めとした区職員と市長・副市長・局長等が意見交換を行っている。

平成22年10月から実施され、平成26年度及び平成27年度はそれぞれ2回開催している。

監査の結果を踏まえ、次のとおり監査委員の意見を付す。

意見2 自主企画事業費の趣旨に沿った予算編成及び効果的な事業執行への更なる取組

(1) 自主企画事業費及び区配予算の適切な予算編成及び執行管理

区では、区配予算と自主企画事業費の双方を活用することにより、地域課題の解決に取り組んでいる。その中で、関係局の区配予算等の額や内容等の情報を、区が予算案を策定している間に十分に把握できなかったことにより区と局の予算が重複した事例や、18区一律の基準による区配予算額では地域課題に対応しきれない事例等、改善すべき点があった。このような状況を改善し、より一層効果的に地域課題の解決に対応するため、これまで以上に区と局の連携を強化したうえで、次のような取組を行うことが求められる。

ア 関係局は、各区のニーズや課題を踏まえた区配予算の必要額の確保や配付内容の見直しを行うとともに、区が予算案を策定している間に、できる限り早い段階から、区配予算額や実施内容及び明確な配付基準等の情報提供に努める。

イ 区は、自区の区配予算を把握し、区局連携事業も活用しながら、より効率的・効果的に自主企画事業費を予算編成・執行する。

(2) 十分な効果検証を踏まえた事業見直しの取組

ア 区において、参加者等が少ないなど、事業効果が上がっていない事業が見られたため、実施場所や時期を工夫するなど、効果的な事業執行に向けた見直しが求められる。また、効果の把握が不十分な事業が見られたため、事業実施後の追跡調査を行うなど、効果検証を行うことが求められる。

イ 区を取り巻く状況の変化、地域のニーズや課題に柔軟に対応していくためには、統一的な指標による事業評価を行っている他区の手法も参考にしながら、継続的事業についても例外とすることなく、各事業について定期的な検証を行うとともに、事業見直しに取り組むことが求められる。

(3) 他区の参考となる取組等の共有及び活用

各区が行っている取組等には、他区でも同様の地域のニーズや課題があり、一定の効果が見込まれるものがあることから、自主企画事業費の予算編成及び事業執行に当たっては、これまで以上に他区の事例を共有する取組を進め、各区の実情に合わせて積極的に活用することが求められる。

3 経理事務等

経理事務については、適正な事務処理の推進に向けて、研修や通知による注意喚起等、様々な取組が行われているところである。

今回の監査では、主に物品購入及び委託に係る事務並びに補助金交付事務が関係法令等を遵守して適正に行われているかという視点から、合规性、正確性を確認するとともに、事務事業の執行について、経済性、効率性及び有効性の観点からも監査を行った。併せて、現金、金券類及び物品の管理事務等について、監査を行った。

また、本市においては、横浜市予算、決算及び金銭会計規則が適用される金銭（以下「公金」という。）ではないが、業務の関係上、職員がやむを得ず出納保管している金銭（以下「公金外現金」という。）がある。公金外現金については、公金外現金事務処理要領（以下「要領」という。）等により、公金と同様に厳正な取扱いをすることとしている。

公金外現金については、公金と異なり、事務手続が所管課内で完結し、現金を取り扱う機会も多いことから、私的流用等不正が発生するリスクが高い。平成19年度に内部監察のテーマとして全庁的に監察が行われたが、それ以降、全庁的な内部監察は実施されていない。

そのため、公金外現金の取扱いにおける適正な事務の執行に資することを目的とし、要領の対象としている本市以外の団体の所有に属する公金外現金の取扱いについて監査を行った。

監査の状況**(1) 物品購入及び委託に係る事務**

物品購入及び委託に係る事務については、おおむね適正に処理されていたが、一部において、不適正な事例が見受けられた。

物品購入事務及び委託業務に関する監査の状況

監査実施 区局本部 (課)	対象事務	監査対象 (全件)	監査実施 (抽出) (A)	指摘対象 (B)	割合 (B)/(A)
24区局本部 (71課)	物品購入事務	10,411件	2,007件	136件	6.8%
	委託業務	3,662件	1,087件	84件	7.7%
	合計	14,073件	3,094件	220件	7.1%

指摘事項3-1 契約事務

物品購入及び委託に係る契約事務について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるように改められたい。

ア 契約手続

(ア) 100万円以上の物品の購入に当たっては、執行伺を起案して決裁を受けるべきところ、その手続を省略して発注伺により処理を行っていた。

(計2件：中区地域振興課1件、環境創造局環境エネルギー課1件)【改善済み】

(イ) 10万円以上の物品の購入及び修繕の契約に当たっては、原則として財政局契約第二課に契約依頼を行うべきところ、自局で契約していた。

(計2件：医療局医療政策課1件、医療局がん・疾病対策課1件)【改善済み】

(ウ) 物品購入や委託業務等の契約に当たっては、執行予定金額に応じた決裁区分により執行伺の決裁を受けることとなっているが、副市長の決裁を受けるべき委託業務の執行伺について、総務課長までの決裁としていた。

(消防局企画課1件)【改善済み】

(エ) 物品の購入に当たり、発注伺の決裁を受ける前に発注していた。

(医療局医療政策課14件)【改善済み】

(オ) 物品の購入に当たり、当初執行伺で決裁を受けた購入品目に変更が生じたため、仕様書を変更後の品目に修正して再度決裁を受けるべきところ、その決裁を受けずに購入手続を行っていた。

(交通局総務課 1 件) 【改善済み】

(カ) 委託業務の契約について、契約締結伺の決裁を受ける前に契約手続を行っていた。

(道路局企画課 1 件) 【改善済み】

(キ) 委託業務について、契約を締結する前に着手していた。

(健康福祉局環境施設課 1 件)

(ク) 10万円以上の委託業務の契約に当たっては、2者以上による見積合せを行うべきところ、単独随意契約していた。

(中区総務課 1 件) 【改善済み】

(ケ) 産業廃棄物処理委託の契約に当たっては、契約金額にかかわらず契約書を作成し、法定事項を網羅した産業廃棄物処理委託仕様書を契約書に添付すべきところ、契約書及び仕様書を作成せず、請書により契約していた。

(資源循環局処分地管理課 1 件) 【改善済み】

(コ) 年度末（3月）に物品等を発注する場合は「年度末における物品発注チェックリスト」を作成して伺に添付し決裁を受けるべきところ、作成せずに発注を行っていた。

(計 2 件：金沢区地域振興課 1 件、泉区地域振興課 1 件) 【泉区は改善済み】

(サ) 印刷物の契約に当たっては、仕様書に印刷物の内容、原稿や版下の受渡し方法、校正の種類や回数等について記載すべきところ、デザインの内容等、必要な事項について仕様書に記載せずに契約していた。

(中区地域振興課 1 件) 【改善済み】

(シ) 委託業務の契約に当たっては、仕様書に委託業務の内容（具体的内容、履行に当たっての注意事項、成果物の提出等）や、履行に当たって必要となる許認可、資格者、資機材等について記載すべきところ、業務の具体的内容等、必要な事項について仕様書に記載せずに契約していた。

(計 23 件：金沢区総務課 5 件、中区総務課 4 件、こども青少年局放課後児童育成課 4 件、中区地域振興課 3 件、金沢区福祉保健課 3 件、金沢区地域振興課 2 件、港北区総務課 1 件、国際局国際連携課 1 件) 【中区、国際局及びこども青少年局は改善済み】

イ 契約関係書類

契約関係書類については行政文書として原本を保管すべきところ、見積書・請書等の原本を保管していなかった。

(計 10件：消防局企画課 5 件、国際局国際連携課 2 件、中区総務課 1 件、金沢区福祉保健課 1 件、資源循環局総務課 1 件)【中区、国際局、資源循環局及び消防局は改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

中区、泉区、国際局、こども青少年局、医療局、環境創造局、資源循環局、道路局、消防局及び交通局は、平成28年2月末までに、指摘事項に対応した相互点検、職員及び責任職を対象とした契約事務に係る研修を実施するとともに、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を各区局内で周知した。

指摘事項3-2 個人情報の取扱いに係る事務

個人情報の取扱いに係る事務について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるように改められたい。

ア 個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書

個人情報を取り扱う委託業務については、個人情報取扱特記事項に基づき、受託者から個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書の提出を受けるべきところ、これらを受領していなかった。

(計 10件：都市整備局防災まちづくり推進課 4 件、金沢区福祉保健課 2 件、経済局成長産業振興課 2 件、中区総務課 1 件、中区地域振興課 1 件)【中区、経済局及び都市整備局は改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

中区、経済局及び都市整備局は、平成28年2月末までに、指摘事項に対応した相互点検、職員及び責任職を対象とした個人情報の取扱いに係る研修を実施するとともに、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を各区局内で周知した。

指摘事項3-3 検査事務

物品購入及び委託に係る検査事務について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるように改められたい。

ア 検査事務（物品購入）

(ア) 物品を購入する場合は、原則として発注課以外の検査員による検査が必要であるが、発注課の検査員による検査を行っていた。

（計 33件：医療局医療政策課 19件、金沢区総務課 3件、消防局総務課 3件、総務局人事課 2件、医療局がん・疾病対策課 2件、中区総務課 1件、市民局人権課 1件、文化観光局総務課 1件、こども青少年局放課後児童育成課 1件）
【中区、市民局、文化観光局、こども青少年局、医療局及び消防局は改善済み】

(イ) 同一事務所内に一課のみ設置され、かつ複数の係が設置されている部署において、契約金額が 100万円未満の物品を購入する場合は発注事務を担当する係以外の検査員による検査が必要であるが、発注係の検査員による検査を行っていた。

（計 6件：資源循環局車両課 4件、資源循環局処分地管理課 2件）【改善済み】

(ウ) 同一事務所内に一課のみ設置されている部署において、契約金額が 100万円以上の物品を購入する場合は発注課以外の検査員による検査が必要であるが、発注課の検査員による検査を行っていた。

（健康福祉局環境施設課 1件）

(エ) 資金前渡による郵券の購入に当たっては、発注課以外の検査員が検査し、郵券管理簿に押印することをもって検査の記録としているが、この押印がないものや、発注課の検査員が押印していたものがあつた。

（計 15件：健康福祉局障害企画課 5件、中区総務課 4件、中区地域振興課 1件、金沢区総務課 1件、金沢区地域振興課 1件、泉区地域振興課 1件、政策局共創推進課 1件、市民局人権課 1件）【中区、泉区、政策局、市民局及び健康福祉局は改善済み】

(オ) 複数の場所において納品を受ける場合は、契約の相手方から納品場所ごとに納品書の提出を受けるべきところ、1枚にまとめて記載された納品書を受領していた。

(計7件：健康福祉局環境施設課2件、交通局営業課2件、中区地域振興課1件、経済局総務課1件、道路局道路調査課1件)【中区、経済局、道路局及び交通局は改善済み】

(カ) 複数回に分割して納品を受ける場合は、契約の相手方からその都度納品書の提出を受けるべきところ、1枚にまとめて記載された納品書を受領していた。

(計4件：資源循環局車両課3件、金沢区地域振興課1件)【資源循環局は改善済み】

(キ) 執行伺、発注伺、契約締結伺等の起案者は当該契約の検査員を兼務できないが、起案者が検査を行っていた。

(交通局営業課1件)【改善済み】

(ク) 100万円以上の物品購入の検査確認に当たっては、検査調書を作成すべきところ、作成していなかった。

(中区地域振興課1件)【改善済み】

(ケ) 納品書については、支出命令書等の保存期間に合わせて行政文書として保存すべきところ、一部の納品書を廃棄していた。

(計3件：医療局がん・疾病対策課2件、健康福祉局環境施設課1件)【医療局は改善済み】

(コ) 複数回に分割して納品を受け、複数回支払を行う場合は、支払時に部分検査を行い部分検査調書を作成すべきところ、作成していなかった。

(教育委員会事務局東部学校教育事務所1件)【改善済み】

イ 検査事務（委託）

(ア) 仕様書で報告書等の提出を求めている委託業務について、報告書等を受領してから検査を行うべきところ、受領する前に検査を行ったこととしていた。

(計2件：金沢区地域振興課1件、消防局企画課1件)【消防局は改善済み】

(イ) 産業廃棄物処理委託の契約について、処分の完了をもって検査を行うべきところ、処分の完了前に検査を行ったこととしていた。

(資源循環局車両課4件)【改善済み】

(ウ) 契約期間が平成26年4月1日から平成27年3月31日までとなっている施設の保守点検委託について、最終の点検実施日（平成27年1月8日）に合わせて検査を行っていたが、最終の点検日から平成27年3月31日までの保守契約期間について検査を行っていなかった。

（こども青少年局障害児福祉保健課1件）【改善済み】

(エ) 委託業務の完了検査に当たっては、契約の相手方から履行の完了の通知を受けた日から起算して10日以内に検査を行うべきところ、期限が過ぎてから検査を行っていた。

（計2件：政策局政策課1件、道路局道路調査課1件）【改善済み】

(オ) 委託業務について、履行期限内に業務が完了していなかったにもかかわらず、完了検査を行ったこととしていた。

（こども青少年局こども施設整備課1件）【改善済み】

(カ) 委託業務について、検査調書では検査日が3月31日、検査方法が確認書等による確認となっていたが、確認書の発行日が4月1日となっていた。

（市民局広報課2件）【改善済み】

(キ) 委託業務について、検査調書を作成すべきところ、作成していなかった。

（計3件：こども青少年局障害児福祉保健課2件、金沢区福祉保健課1件）

【こども青少年局は改善済み】

(ク) 執行伺、発注伺、契約締結伺等の起案者は当該契約の検査員を兼務できないが、起案者が検査を行っていた。

（計6件：資源循環局総務課3件、金沢区総務課1件、金沢区福祉保健課1件、財政局財政課1件）【財政局及び資源循環局は改善済み】

(ケ) 産業廃棄物処理委託について概算数量契約を締結したが、実績報告と請求とで数量や単位が一致していないにもかかわらず、実際の履行内容を確認せずに請求書の内容をもとに検査調書を作成し、支払を行っていた。

（計3件：中区地域振興課1件、金沢区総務課1件、健康福祉局環境施設課1件）【中区は改善済み】

(コ) 配送等の委託業務について概算数量契約を締結したが、部分検査を行う際にはその都度報告書に記載された数量に基づき検査確認を行うべきところ、報告書と異なる検査調書を作成し、請求書どおり支払を行っていた。

（市民局広報課1件）【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

中区、泉区、政策局、財政局、市民局、文化観光局、経済局、こども青少年局、健康福祉局（環境施設課は除く。）、医療局、資源循環局、道路局、消防局、交通局及び教育委員会事務局は、平成28年2月末までに、指摘事項への是正対応を行い、指摘事項に対応した相互点検、職員及び責任職を対象とした検査事務に係る研修を実施するとともに、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を各区局内で周知した。

指摘事項3-4 支出事務

物品購入及び委託に係る支出事務について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるように改められたい。

ア 支出事務

(ア) 物品購入及び委託に係る支出事務について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた支払期限内に支払を行っていなかった（50日以上）の遅延6件、50日未満の遅延63件、最大193日の遅延）。

（計69件：金沢区総務課9件、中区地域振興課7件、健康福祉局環境施設課6件、金沢区地域振興課5件、健康福祉局介護保険課5件、医療局がん・疾病対策課5件、総務局情報技術課4件、こども青少年局障害児福祉保健課4件、消防局西消防署4件、政策局大都市制度推進課2件、総務局人事課2件、医療局総務課2件、環境創造局みどりアップ推進課2件、金沢区福祉保健課1件、港北区福祉保健課1件、政策局政策課1件、財政局財源課1件、国際局政策総務課1件、国際局国際協力課1件、こども青少年局放課後児童育成課1件、医療局医療政策課1件、環境創造局環境エネルギー課1件、港湾局管財第二課1件、交通局総務課1件、教育委員会事務局教職員人事課1件）【中区、政策局、財政局、国際局、こども青少年局、健康福祉局（介護保険課）、医療局、環境創造局、港湾局、消防局、交通局及び教育委員会事務局は改善済み】

(イ) 1件 10万円以上の消耗品費の支出命令書については、区会計室へ回議して審査を受けるべきところ、審査出納員が審査をしていた。

（消防局西消防署1件）【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

中区、政策局、財政局、国際局、こども青少年局、健康福祉局（環境施設課は除く。）、医療局、環境創造局、港湾局、消防局、交通局及び教育委員会事務局は、平成28年2月末までに、指摘事項に対応した相互点検、職員及び責任職を対象とした支出事務に係る研修を実施するとともに、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を各区局内で周知した。

(2) 補助金事務

補助金に係る事務については、おおむね適正に処理されていたが、一部において、不適正な事例が見受けられた。

補助金事務に関する監査の状況

監査実施区局 (課)	監査対象 (全件)	監査実施 (抽出) (A)	指摘対象 (B)	割合 (B)/(A)
17区局(36課)	7,396件	436件	27件	6.2%

指摘事項3-5 補助金事務

補助金に係る事務について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるように改められたい。

ア 補助金交付事務

(ア) 補助対象事業の終了後、補助事業者から実績報告書を受領のうえ補助金額を確定し、補助事業者に確定通知を交付すべきところ、交付していなかった。

(計 10件：こども青少年局障害児福祉保健課 3 件、こども青少年局こども施設整備課 2 件、消防局西消防署 2 件、港北区総務課 1 件、市民局人権課 1 件、こども青少年局放課後児童育成課 1 件)【市民局、こども青少年局及び消防局は改善済み】

(イ) 補助金の額の確定に当たっては、事業者から提出を受けた書類等を確認して、補助対象外経費については除外すべきところ、対象経費に含めたまま補助金額を確定し、交付していた。

(金沢区総務課 1 件)

(ウ) 補助金の額の確定及びその通知は、補助事業等の完了後速やかに行うべきところ、事業完了後 6 か月以上経過してから確定通知を交付していた。

(港北区総務課 9 件)

(エ) 補助金の交付に当たっては、執行予定金額や補助金の性質に応じた決裁区分により執行伺の決裁を受けることとなっているが、部長の決裁を受けるべき執行伺について、課長までの決裁としていた。

(こども青少年局放課後児童育成課 2 件)【改善済み】

イ 履行確認

実績報告の際に、1件 10万円以上の領収書等について補助事業者から提出を受けるべきところ、受けていなかった。

(計5件：中区地域振興課3件、金沢区総務課1件、金沢区地域振興課1件)

【中区は改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

中区、市民局、こども青少年局及び消防局は、平成28年2月末までに、指摘事項への是正対応を行い、指摘事項に対応した相互点検、職員及び責任職を対象とした補助金事務に係る研修を実施するとともに、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を各区局内で周知した。

(3) 現金、金券類及び物品の管理事務

現金、金券類及び物品の管理事務については、おおむね適正に処理されていたが、一部において、不適正な事例が見受けられた。

指摘事項3-6 現金、金券類及び物品の管理事務

現金、金券類及び物品の管理事務について確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるように改められたい。

ア 現金の管理

(ア) 前渡金受払簿は受入れ及び支払の都度記載して、主管課長までの確認を受けるべきところ、まとめて作成、印刷し、確認を受けていた。

(財政局契約第一課)【改善済み】

(イ) 前渡金受払簿は受入れ及び支払の都度記載して、主管課長までの確認を受けるべきところ、確認を受けていなかった。

(健康福祉局環境施設課)

イ 郵券の管理

(ア) 郵券の管理に当たって、一部の切手について、郵券管理簿上の枚数と実際の枚数が相違していた(82円切手 251枚、50円切手 1枚)。

(健康福祉局環境施設課)

(イ) 一部の切手(100円切手、10円切手)について、郵券管理簿を作成していなかった。

(中区総務課)【改善済み】

ウ タクシー共通乗車券の管理

(ア) 払出確認及び使用確認は、発行責任者である所管課の庶務担当係長が行うべきところ、行っていないかった。

(中区福祉保健課、金沢区福祉保健課、泉区福祉保健課、財政局財源課、国際局国際連携課、市民局人権課、市民局市民活動支援課、経済局成長産業振興課、環境創造局みどりアップ推進課、資源循環局処分地管理課)【中区、泉区、財政局、国際局、市民局、経済局、環境創造局及び資源循環局は改善済み】

(イ) 共通乗車券受払簿については行政文書として保存すべきところ、廃棄年度になる前に廃棄処分をしていた。

(財政局財政課)【改善済み】

(ウ) タクシー共通乗車券を紛失していたが、共通乗車券受払簿上紛失の処理をしていなかったものがあった。

(市民局人権課)【改善済み】

(エ) 共通乗車券受払簿に記載せずに、共通乗車券を払い出し、使用していたものがあった。

(市民局人権課、健康福祉局環境施設課)【市民局は改善済み】

(オ) 共通乗車券を払い出し、使用したのち、使用確認の処理を行わず、共通乗車券受払簿上書損破棄としていたものがあった。

(港北区総務課)

エ その他の金券類の管理

(ア) 駐車サービス券(400円券、100円券)について、管理簿と現物の数量が一致していなかった。

(金沢区総務課)

(イ) 公務で有料道路を通行するために必要な通行券について、事前に決裁を受けた枚数について公印を押印し、処理簿を備えて金庫で保管することとなっているが、決裁を受けた枚数を超える通行券に公印を押印していた。

(消防局総務課)【改善済み】

オ 物品の管理

(ア) 購入した備品について、物品管理簿に記載して管理すべきところ、記載していなかった。

(計 22件：金沢区地域振興課 6 件、港北区地域振興課 4 件、金沢区総務課 3 件、消防局企画課 3 件、消防局西消防署 2 件、市民局人権課 1 件、こども青少年局放課後児童育成課 1 件、資源循環局処分地管理課 1 件、建築局調整区域課 1 件)【市民局、こども青少年局、資源循環局、建築局及び消防局は改善済み】

(イ) エアコンを設置する委託契約について、エアコンの価格が備品に相当していたため、物品管理簿に記載して管理すべきところ、記載していなかった。

(消防局西消防署 1 件)【改善済み】

(ウ) 納入された物品については、検査が完了してから物品出納員が物品出納通知書にて受け入れて、他課に保管換えすることとなっているが、一部の物品について、検査前に保管換えの手続を行っていた。

(資源循環局車両課 3 件) 【改善済み】

(エ) 備品の管理換えを行うときは、物品保管換え等処理票により手続を行うべきところ、行っていなかった。

(計 2 件：金沢区地域振興課 1 件、消防局総務課 1 件) 【消防局は改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

中区、泉区、財政局、国際局、市民局、経済局、こども青少年局、環境創造局、資源循環局、建築局及び消防局は、平成28年2月末までに、指摘事項への是正対応を行い、指摘事項に対応した相互点検、職員及び責任職を対象とした研修を実施するとともに、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を各区局内で周知した。

(4) タクシーの使用状況

ア 概要

市政に関する業務を効率的に執行するため、区局では、タクシーを使用する
 場合がある。本市では「タクシー利用に係る管理運用の取扱いについて」の使
 用基準※に従い、使用を認めている。

※ 「タクシー利用に係る管理運用の取扱いについて」の使用基準
 (平成5年総務局長通知、抜粋)

2 使用方法

(1) 使用基準

次に掲げる場合で、公共交通機関及び公用自動車の利用が困難なときには、責
 任者は自動車借上げの使用を認めることができる。

ア 緊急的な業務出張の場合

イ 経路からみて公共交通機関の利用よりも効率的な公務を行うことができる
 場合

ウ 荷物等の運搬に供する場合

エ 公共交通機関が運行を停止し、その利用ができない場合

オ その他責任者が認めた場合

そこで、今回の監査においては、区局におけるタクシーの使用状況について、
 使用基準に沿って適切に使用されているか、また、経済的・効率的・有効的に
 使用されているか、との観点から、抽出して確認を行った。

イ 公共交通機関の利用が可能と考えられるタクシーの使用【課題と対応】

おおむね使用基準に沿って適切に使用されていたが、複数の工事中又は完成
 した宅地等の現場を回り検査等を行う業務について、効率的な業務を行う観点
 からタクシーによる出張を認めていたものの、一部の案件において、公共交
 通機関を利用することにより、経費の節減が可能と考えられる事例が見受けられ
 た。

公共交通機関の利用が可能と考えられるタクシー使用事例

事例	タクシー使用区間	交通費	出張先の最寄駅-区内間について 公共交通機関を利用した場合の交通費 (監査事務局試算)
1	区内-青葉区-区内 (往復、2人で使用)	26,090円	16,900円 (往路は区内-市ヶ尾間、復路はあざみ野-区 内間について鉄道を利用)
2	区内-緑区-青葉区-区内 (往復、2人で使用)	21,180円	13,700円 (往路は区内-鴨居間、復路はあざみ野-区内 間について鉄道を利用)
3	区内-緑区-青葉区-都筑区-区内 (往復、2人で使用)	27,320円	21,280円 (往路は区内-鴨居間、復路は川和町-区内間 について鉄道を利用)

(建築局宅地審査課)

業務出張する際は、原則、公共交通機関を利用することとされているが、経路を考慮し、効率的に公務を行うことができる場合など、タクシーの使用も認められている。このような場合においても、出張先の最寄駅までは公共交通機関を利用し、最寄駅と出張先までの間をタクシーを利用する等、工夫をすることが望まれる。

(5) 公金外現金事務

今回の監査では、4区、8局の21課が所管する次の38団体の公金外現金について、各職場で要領等を遵守して事務が適正に行われているか、年1回行うこととされている区局における監査は適切に実施されているかについて、監査を行った。

なお、今回は、従事する事務が市の処理すべき事務と密接な関係がある団体の所有に属する公金外現金について監査を行った。

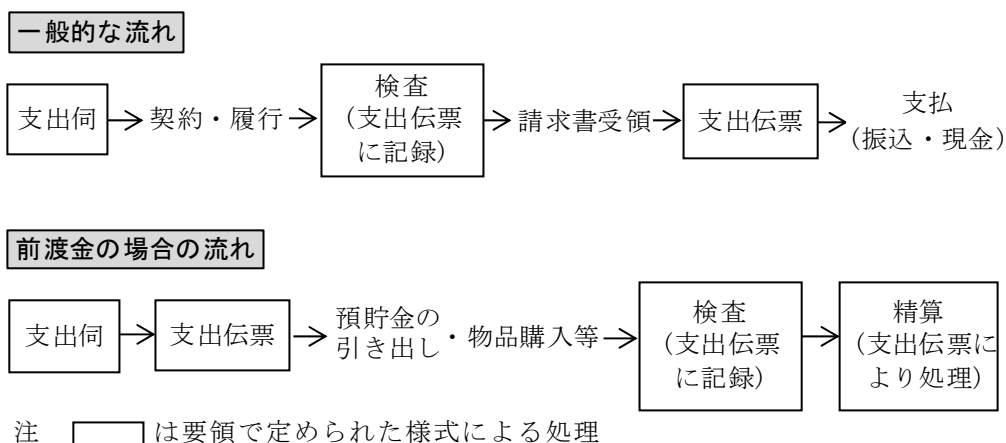
監査対象の公金外現金（団体）一覧

区局	団体名
中区	中区賀詞交換会実行委員会 中区地域防災拠点管理運営委員会連絡協議会 中区明るい選挙推進協議会 中区連合町内会長連絡協議会 ハローよこはま実行委員会 中区民生委員児童委員協議会 元気フェスタ21実行委員会
金沢区	金沢区賀詞交歓会実行委員会 金沢区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 金沢区明るい選挙推進協議会 金沢まつり実行委員会 金沢区青少年指導員協議会 金沢区民生委員児童委員協議会 金沢区民生委員児童委員共励会 金沢区健康づくり月間実行委員会
港北区	港北区新年賀詞交換会実行委員会 港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 港北区明るい選挙推進協議会 ふるさと港北ふれあいまつり実行委員会 港北芸術祭実行委員会 港北区民生委員児童委員協議会
泉区	泉区新年祝賀会実行委員会 泉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 横浜市泉区明るい選挙推進協議会 泉区連合自治会町内会長会 泉区体育協会（注） 泉区民生委員児童委員協議会
政策局	県・横浜・川崎・相模原空港対策研究協議会（注）
国際局	一般財団法人自治体国際化協会横浜支部
経済局	横浜ウーマンビジネスフェスタ実行委員会
こども青少年局	横浜市放課後児童育成事業推進協議会
環境創造局	東京湾岸自治体環境保全会議
道路局	都市開発資金協議会（注） 全国街路事業促進協議会
消防局	全国消防長会関東支部 一般財団法人全国消防協会関東地区支部 平成27年西区消防出初式実行委員会
教育委員会事務局	指定都市教育研究所連盟（注）

注 平成27年12月時点では、取扱いを廃止している団体

要領によると、金銭を支出する場合は、あらかじめ支出伺及び支出伝票の決裁を受けることになっている。また、契約や検査等は、横浜市契約規則等に準じた取扱いをすることとなっている。

＜公金外現金支出の流れ＞



ア 所管課における執行状況

公金外現金は、公金の取扱いを定めた規則、規程等に準じた取扱いを行うことが要領に定められており、公金と同様に厳正な取扱いをすることとされている。

しかしながら、契約関係書類の徴取をしていない事例や、キャッシュカードを作成して預金の引き出しを行っていた事例など、公金に係る事務では考えにくい不適正な事例が散見された。

また、検査について複数人で行うべきところ、一人で行っていた等、要領等で定められた手続に従っていない事例も多く見受けられた。

イ 区局における監査の状況

所管区局は、毎年1回以上公金外現金の取扱いについて監査しなければならないとされている。監査の実施状況は次のとおりである。

平成26年度監査の実施状況（監査対象区局のみ）

区局	実施方法	実施結果周知方法
中区	所管課による自己点検後、総務課職員による書類確認	部課長会において各課に通知
金沢区	他課職員による書類確認	①監査時にフィードバック ②所管課に結果を通知
港北区	総務課職員による書類確認	各課に結果を通知
泉区	①総務課職員による書類確認及びヒアリング ②所管課による改善案の作成、報告	①所管課に結果を通知 ②庁内説明会の開催
政策局	総務課職員による書類確認及びヒアリング	所管課に結果を通知
経済局	総務課職員による書類確認及びヒアリング	所管課に結果を通知
こども青少年局	総務課職員による書類確認	①所管課に結果を通知 ②所管課の庶務担当係長に直接内容を説明
環境創造局	総務課及び経理経営課職員による書類確認及びヒアリング	①所管課に結果を通知 ②局コンプライアンス推進委員会（注）にて報告し、出た意見と結果を各課にメールで周知
道路局	①総務課職員による書類確認及びヒアリング ②所管課による改善案の作成、報告	局コンプライアンス推進委員会（注）にて報告
消防局	総務課及び他課職員による書類確認	監査時に実施結果をフィードバック
教育委員会事務局	総務課職員による書類確認	所管課に結果を通知

注 横浜市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則第7条に基づき、区局における公正な職務執行及び適正な行政運営の確保に関する制度の実施、運用等について協議するとともに、当該制度の実施状況の点検及び評価を行うために各区局に設置される委員会。各区局長を委員長とし、委員は当該区局の職員の中から委員長により指定される。

各区局とも、総務課職員等による確認又は他課職員による相互点検により、監査を実施していた。

実施結果については、所管課に対し、監査時のフィードバックや書面での周知を行っていた。また、部課長会や局コンプライアンス推進委員会での周知や、結果を踏まえた庁内説明会を行っている区もあった。

監査で発見された問題点には、決裁区分の誤り等の手続上の不備もあったが、ほとんどが伝票の記載漏れや記載誤り、修正液の使用等の帳票作成上の誤りにとどまるものであった。

指摘事項3-7 公金外現金事務

公金外現金事務について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるように改められたい。

ア 現金預金出納帳等

(ア) 現金等の受払を明らかにするために備えるべき現金預金出納帳等を備えていなかった。

- 横浜ウーマンビジネスフェスタ実行委員会（経済局経営・創業支援課）
- 全国街路事業促進協議会（道路局企画課）

【改善済み】

(イ) 現金預金出納帳について、収入金額及び支出金額等の記載漏れや誤りなどがあった。また、収入日及び支出日の誤りがあった。

- 中区賀詞交換会実行委員会（中区総務課）
- 中区明るい選挙推進協議会（中区総務課）
- 中区連合町内会長連絡協議会（中区地域振興課）
- 金沢区地域防災拠点運営委員会連絡協議会（金沢区総務課）
- 金沢区明るい選挙推進協議会（金沢区総務課）
- 金沢まつり実行委員会（金沢区地域振興課）
- 金沢区青少年指導員協議会（金沢区地域振興課）
- 金沢区民生委員児童委員協議会（金沢区福祉保健課）
- 金沢区健康づくり月間実行委員会（金沢区福祉保健課）
- ふるさと港北ふれあいまつり実行委員会（港北区地域振興課）
- 港北芸術祭実行委員会（港北区地域振興課）
- 港北区民生委員児童委員協議会（港北区福祉保健課）
- 泉区新年祝賀会実行委員会（泉区総務課）
- 横浜市泉区明るい選挙推進協議会（泉区総務課）
- 泉区民生委員児童委員協議会（泉区福祉保健課）
- 横浜市放課後児童育成事業推進協議会（こども青少年局放課後児童育成課）

- 東京湾岸自治体環境保全会議（環境創造局水・土壌環境課）
 - 平成27年西区消防出初式実行委員会（消防局西消防署）
- 【中区、泉区、こども青少年局、環境創造局及び消防局は改善済み】

イ 契約事務

(ア) 契約手続について、業者から見積書を徴取すべきところ、徴取していなかった。

- 金沢区青少年指導員協議会（1件）（金沢区地域振興課）

(イ) 10万円以上の業務の契約に当たっては、2者以上による見積合せを行うべきところ、単独随意契約していた。

- 金沢区青少年指導員協議会（3件）（金沢区地域振興課）

(ウ) 契約手続について、契約書を作成し、又は請書を徴取すべきところ、行っていなかった。

- 一般財団法人全国消防協会関東地区支部（17件）（消防局総務課）
- 全国消防長会関東支部（16件）（消防局総務課）
- 金沢区青少年指導員協議会（13件）（金沢区地域振興課）
- 平成27年西区消防出初式実行委員会（5件）（消防局西消防署）
- 中区民生委員児童委員協議会（4件）（中区福祉保健課）
- 港北区新年賀詞交換会実行委員会（3件）（港北区総務課）
- 金沢区民生委員児童委員共励会（2件）（金沢区福祉保健課）
- 金沢区民生委員児童委員協議会（1件）（金沢区福祉保健課）
- 泉区民生委員児童委員協議会（1件）（泉区福祉保健課）
- 東京湾岸自治体環境保全会議（1件）（環境創造局水・土壌環境課）

【中区、泉区、環境創造局及び消防局は改善済み】

(エ) 支出伺の決裁後に、契約書を作成し、又は請書を徴取して契約すべきところ、決裁を受ける前に契約していた。

- 全国街路事業促進協議会（2件）（道路局企画課）
- 金沢まつり実行委員会（1件）（金沢区地域振興課）
- ふるさと港北ふれあいまつり実行委員会（1件）（港北区地域振興課）

【道路局は改善済み】

(オ) 会議で使用する飲物の購入に当たり、支出伺の決裁日前に発注していた。

- 中区連合町内会長連絡協議会（1件）（中区地域振興課）【改善済み】

(カ) 契約する場合は、あらかじめ支出伺を作成し、決裁を受けなければならないが、契約、業務を履行し、請求書を受け取った後に作成していた。

- 中区民生委員児童委員協議会（4件）（中区福祉保健課）【改善済み】

(キ) ウェブページの更新維持管理委託について、変更契約を結ぶことなく、当初予定していなかった業務を実施させていた。

- 泉区連合自治会町内会長会（1件）（泉区地域振興課）【改善済み】

ウ 検査事務

- (ア) 会場借上げ等の契約について検査確認をすべきところ、検査確認を行って
いなかった。
- 港北区民生委員児童委員協議会（1件）（港北区福祉保健課）
 - 一般財団法人全国消防協会関東地区支部（1件）（消防局総務課）
- 【消防局は改善済み】
- (イ) 検査は二人以上で行うべきところ、一人で行っていた。
- 金沢区青少年指導員協議会（39件）（金沢区地域振興課）
 - 横浜ウーマンビジネスフェスタ実行委員会（28件）
（経済局経営・創業支援課）
 - 港北区民生委員児童委員協議会（27件）（港北区福祉保健課）
 - 全国街路事業促進協議会（3件）（道路局企画課）
- 【経済局及び道路局は改善済み】
- (ウ) 物品購入について、契約の相手方から納品書の提出を受けるべきところ、
受領しないまま、検査確認を行っていた。
- 金沢区青少年指導員協議会（5件）（金沢区地域振興課）
 - 全国消防長会関東支部（3件）（消防局総務課）
 - 中区民生委員児童委員協議会（1件）（中区福祉保健課）
 - 金沢区民生委員児童委員共励会（1件）（金沢区福祉保健課）
 - 一般財団法人全国消防協会関東地区支部（1件）（消防局総務課）
- 【中区及び消防局は改善済み】
- (エ) 履行完了後10日以内に検査を行うべきところ、期限を過ぎてから検査を行
っていた。
- 全国街路事業促進協議会（2件）（道路局企画課）【改善済み】
- (オ) 区民まっりのTシャツ製作の契約について、成果物が納品されてから検査
確認を行うべきところ、納品前に検査を行ったこととしていた。
- 金沢まつり実行委員会（1件）（金沢区地域振興課）
- (カ) 産業廃棄物処理委託について、マニフェストにより検査確認を行うべきと
ころ、マニフェストを確認せずに、廃棄物の搬出日に検査を行ったこととし
ていた。
- ハローよこはま実行委員会（1件）（中区地域振興課）【改善済み】
- (キ) 産業廃棄物処理委託の契約について、処分の完了をもって検査確認を行う
べきところ、廃棄物の搬出日に検査を行ったこととしていた。
- ふるさと港北ふれあいまつり実行委員会（1件）（港北区地域振興課）
- (ク) 会議で使用する飲物の購入について、使用する前に検査確認を行い記録す
べきところ、記録していなかった。
- 泉区連合自治会町内会長会（1件）（泉区地域振興課）【改善済み】

エ 支出事務

(ア) 支出する場合は、あらかじめ支出伺を作成し、決裁を受けなければならないが、支出伺を作成せずに、支出していた。

- 一般財団法人自治体国際化協会横浜支部（1件）（国際局政策総務課）
- 平成27年西区消防出初式実行委員会（1件）（消防局西消防署）

【改善済み】

(イ) 振込手数料が発生することを支出伺に明記しないまま、支出伝票により支出していた。

- 中区民生委員児童委員協議会（20件）（中区福祉保健課）
- 泉区連合自治会町内会長会（9件）（泉区地域振興課）
- 金沢区民生委員児童委員協議会（5件）（金沢区福祉保健課）
- 金沢区民生委員児童委員共励会（1件）（金沢区福祉保健課）

【中区及び泉区は改善済み】

(ウ) 支出伺の決裁は、横浜市事務決裁規程の決裁区分に準じて行うべきところ、行っていないかった。

- 中区連合町内会長連絡協議会（1件）（中区地域振興課）
- 中区民生委員児童委員協議会（1件）（中区福祉保健課）
- ふるさと港北ふれあいまつり実行委員会（1件）（港北区地域振興課）
- 泉区連合自治会町内会長会（1件）（泉区地域振興課）
- 横浜市放課後児童育成事業推進協議会（1件）
（こども青少年局放課後児童育成課）

【中区、泉区及びこども青少年局は改善済み】

(エ) 支出する場合は、あらかじめ、支出伝票の決裁を受けなければならないが、決裁を受けずに支出していた。

- 全国街路事業促進協議会（1件）（道路局企画課）【改善済み】

(オ) 支出する場合は、あらかじめ、支出伝票の決裁を受けなければならないが、決裁を受ける前に支出していた。

- 港北区新年賀詞交換会実行委員会（1件）（港北区総務課）

(カ) 支出する際には請求書を徴取すべきところ、受領しないまま支出していた。

- 全国消防長会関東支部（2件）（消防局総務課）【改善済み】

(キ) 請求書の合計金額については、加除訂正することができないが、合計金額を訂正した請求書を受領していた。

- 金沢区地域防災拠点運営委員会連絡協議会（1件）（金沢区総務課）

(ク) 参加者から払い込まれた申込金については、全額を収入とし、個々の払い込みの際に発生する手数料等は支出として別々に処理すべきところ、手数料等を差し引いた金額を収入として処理し、手数料等についての支出手続を行っていなかった。

○ 港北区新年賀詞交換会実行委員会（1件）（港北区総務課）

(ケ) 振込手数料が発生することを支出伝票に明記しないまま、振込手数料を支出していた。

○ 港北区民生委員児童委員協議会（2件）（港北区福祉保健課）

オ 前渡金に係る事務

(ア) 事前に支出伺及び支出伝票の決裁を経て、前渡金を支出して物品を購入すべきところ、職員が立て替えて、物品を購入してから、支出伺の決裁等を行っていた。

○ 金沢区健康づくり月間実行委員会（2件）（金沢区福祉保健課）

(イ) 事前に支出伺及び支出伝票の決裁を経て、通帳から現金を引き出すべきところ、決裁前に現金を引き出していた。

○ 港北区新年賀詞交換会実行委員会（2件）（港北区総務課）

(ウ) 前渡金による支出について、支出伺及び支出伝票に記載された金額より多い金額を通帳から引き出していた。

○ 港北区新年賀詞交換会実行委員会（2件）（港北区総務課）

(エ) 前渡金による支出で、郵券や金券、物品等を購入した場合、検査確認をすべきところ、検査確認を行っていなかった。

○ 港北区民生委員児童委員協議会（7件）（港北区福祉保健課）

○ 金沢区明るい選挙推進協議会（3件）（金沢区総務課）

(オ) 前渡金の精算を行っていなかった。

○ 金沢区青少年指導員協議会（26件）（金沢区地域振興課）

○ 横浜市放課後児童育成事業推進協議会（11件）

（こども青少年局放課後児童育成課）

○ 泉区新年祝賀会実行委員会（2件）（泉区総務課）

○ 全国消防長会関東支部（2件）（消防局総務課）

○ 泉区民生委員児童委員協議会（1件）（泉区福祉保健課）

○ 一般財団法人自治体国際化協会横浜支部（1件）（国際局政策総務課）

【泉区、国際局、こども青少年局及び消防局は改善済み】

(カ) 前渡金の精算について、領収書の合計額より精算書の支出金額が3円多かつたが、理由を調整とのみ記載して、明確な理由が不明だった。

○ 金沢区青少年指導員協議会（1件）（金沢区地域振興課）

(キ) 前渡金の精算は、用件を終了した日の翌日から起算して14日以内に精算することとされているが、期間内に精算を行っていなかった。

○ 港北区新年賀詞交換会実行委員会（2件）（港北区総務課）

(ク) 前渡金受払簿により管理すべきところ、前渡金受払簿を作成していなかった。

○ 金沢区賀詞交歓会実行委員会（金沢区総務課）

(ケ) 前渡金受払簿は受入れ及び支払の都度記載して、出納保管責任者まで確認を受けるべきところ、確認を受けていなかった。

○ 金沢区明るい選挙推進協議会（金沢区総務課）

(コ) 前渡金受払簿については受入れ及び支払の都度記載して確認を受けるべきところ、まとめて作成、印刷し、確認を受けていた。

○ 金沢まつり実行委員会（金沢区地域振興課）

○ 金沢区青少年指導員協議会（金沢区地域振興課）

○ 金沢区民生委員児童委員協議会（金沢区福祉保健課）

○ 金沢区民生委員児童委員共励会（金沢区福祉保健課）

○ 港北区新年賀詞交換会実行委員会（港北区総務課）

○ 泉区体育協会（泉区地域振興課）

○ 全国街路事業促進協議会（道路局企画課）

【泉区及び道路局は改善済み】

(サ) 前渡金の管理に当たり、通帳からの引出日と債権者への支払日が異なる場合は、前渡金受払簿に記載すべきところ、記載していなかった。

○ 中区賀詞交換会実行委員会（中区総務課）

○ 金沢区青少年指導員協議会（金沢区地域振興課）

○ 横浜市放課後児童育成事業推進協議会

（こども青少年局放課後児童育成課）

【中区及びこども青少年局は改善済み】

(シ) 前渡金受払簿に金額等の記載漏れ及び記載誤りがあった。

○ 中区連合町内会長連絡協議会（中区地域振興課）

○ 港北区新年賀詞交換会実行委員会（港北区総務課）

○ 港北区民生委員児童委員協議会（港北区福祉保健課）

【中区は改善済み】

カ 収入事務

- (ア) 収入が発生する場合は、収入伝票を作成すべきところ、未作成だった。
- 港北区民生委員児童委員協議会（1件）（港北区福祉保健課）
- (イ) 収入が発生する場合は、直ちに収入伝票を作成すべきところ、長期間作成していなかった。（最長 239日）
- 金沢区健康づくり月間実行委員会（2件）（金沢区福祉保健課）
 - 港北区新年賀詞交換会実行委員会（2件）（港北区総務課）
- (ウ) 収入伝票については、原則5年保存すべきところ、保存していなかった。
- 一般財団法人自治体国際化協会横浜支部（1件）（国際局政策総務課）

【改善済み】

キ その他

- (ア) 郵券の管理に当たって、一部の切手について、郵券管理簿上の枚数と実際の枚数が相違していた。
- 中区連合町内会長連絡協議会（2円切手1枚）（中区地域振興課）
 - 金沢区健康づくり月間実行委員会（140円切手1枚）
（金沢区福祉保健課）
- 【中区は改善済み】
- (イ) キャッシュカードは原則作成しないこととなっているが、特段の理由なく、キャッシュカードを作成し、預金の引き出しを行っていた。
- 平成27年西区消防出初式実行委員会（消防局西消防署）【改善済み】
- (ウ) 毎会計年度作成すべき予算書を作成していなかった。
- 港北区新年賀詞交換会実行委員会（港北区総務課）

【対象所属が行った改善内容】

中区、泉区、国際局、経済局、こども青少年局、環境創造局、道路局及び消防局は、平成28年2月末までに、指摘事項への是正対応を行い、指摘事項に対応した相互点検、職員及び責任職を対象とした公金外現金事務に係る研修を実施するとともに、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を各区局内へ周知した。

(6) 内部監察（経理事務の自己点検）の状況

本市では、経理事務の適正化への取組として、全区局において、経理事務の自己点検（以下「自己点検」という。）を実施している。

自己点検のテーマは、契約事務、検査事務、物品及び金券類の管理事務等、それぞれの区局において独自に設定している。実施対象課や実施内容及び方法についても、区局により異なっている。

今回の監査対象のうち、自己点検のテーマに設定されていた事務については各区局ともおおむね適正に処理されており、一定の効果が見られた。

平成26年度の各区局における自己点検の実施状況は、次の表のとおりである。

平成26年度経理事務の自己点検の実施状況（監査対象区局のみ）

区局名	点検テーマ	実施対象、実施内容及び方法
中区	物品管理事務の出納事務検査	<<実施対象>> 戸籍課、保護課、生活衛生課、土木事務所、こども家庭支援課、税務課 <<実施内容及び方法>> ① 物品管理簿について（各課 20点ずつ備品管理簿から物品を抽出し、備品の分類、適正な価格の記入等の検査。備品整理票が備品へ添付されているか確認） ② 郵券管理簿について（種類別に作成しているか、前渡金で購入した際、検査員の押印と支出命令番号の記載があるか、管理簿の残枚数と現物の枚数が一致しているか等の確認） ③ 回数乗車券管理簿について、払出日と使用確認日の確認がされているか、及び回数乗車券の残枚数との照合を行った。
金沢区	金券等の管理（郵券の管理）	<<実施対象>> 金券（郵券）の取扱いを行う全課 <<実施内容及び方法>> ① 物品事務の手引き（会計室）により、取扱事務の再確認を行う。 ② 平成26年度の郵券管理について、郵券管理簿が適正に作成されているかどうか、残枚数が記載と適合しているか、確認を行う。 ③ 金券（郵券）の保管・管理状況を再確認する。
港北区	物品出納通知書の作成及び会計管理者への送付	<<実施対象>> 全課 <<実施内容及び方法>> 経理事務の自己点検調査報告書（物品出納通知書の決裁及び会計管理者への送付を適正に行っているか。）を事前に提出（各課で自己点検）し、報告書を基に各課ごとに物品購入における支出を総務課で無作為に抽出、物品出納通知書が会計管理者に送付されているか調査を行った。
泉区	① 郵券管理簿の記載内容の確認 ② 郵券管理簿に記載された郵券の残数と現物との照合	<<実施対象>> 平成26年4月から監査日までに郵券を保有していた課・係（総務課庶務係・統計選挙係、区政推進課広報相談係・企画調整係、地域振興課、戸籍課、税務課、福祉保健課、生活衛生課、高齢・障害支援課、こども家庭支援課、保護課、保険年金課、土木事務所） <<実施内容及び方法>> 対象課が総務課に郵券管理簿と郵券を提出し、総務課が管理簿の記載内容の確認及び管理簿に記載された郵券の残数と現物との照合を行った。

区局名	点検テーマ	実施対象、実施内容及び方法
政策局	タクシーチケット等の取扱いについて	<p>《実施対象》 タクシーチケットを利用する全課</p> <p>《実施内容及び方法》 総務課で、平成26年4月から9月までに使用したタクシーチケット、半券及び受払簿を照合</p>
総務局	委託業務における履行確認手続の点検他	<p>《実施対象》 全課</p> <p>《実施内容及び方法》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 委託業務における適正な履行確認手続がされているか（検査調書、検査方法、成果物の確認） ② 契約書に個人情報取扱特記事項が付されている場合、研修実施報告等が提出されているか ③ 見積書、契約書など契約関係書類について原本が確認でき、書類不備はないか ④ 委託に当たり適正な個人情報の取扱いに関する取組についての聞き取り
財政局	①支払遅延の防止について ②適切な物品等発注事務の確認	<p>《実施対象》 全課</p> <p>《実施内容及び方法》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 支払遅延を防止する取組について、取組内容と効果について報告書作成及びヒアリングを実施 ② 物品等発注事務について、各課の対象案件を5件抽出し、その案件の起案状況、書類の管理等について確認
市民局	①契約事務 ②物品管理事務	<p>《実施対象》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 全課：平成25年度における契約事務 ② 窓口サービス課：平成25年度における物品管理事務（物品管理簿、備品整理票、物品出納通知、受入れ・保管替え・廃棄手続、庁内備品リサイクル推進制度等） <p>《実施内容及び方法》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① チェックシートを使用して、他課との相互点検 ② チェックシートを使用して、総務課が点検
文化観光局	重要物品の管理状況について	<p>《実施対象》 文化振興課、横浜みなとみらいホール、横浜美術館</p> <p>《実施内容及び方法》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 物品管理簿の記載内容の確認等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 対象課より物品管理簿の提出 (2) 物品管理簿から重要物品を抽出 ② 指定管理施設における重要物品管理状況の確認 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定管理施設物品管理簿（I種リスト）の提出 (2) 重要物品現物確認
経済局	委託業務に係る事務手続	<p>《実施対象》 経費を支出した全ての課</p> <p>《実施内容及び方法》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 案件ごとにチェックシートに従い、確認 ② 確認は執行課以外の課の者が行う「他課検査」の方法とし、原本と文書管理システムの双方確認、必要に応じてヒアリングを実施 ③ 確認後のチェックシートを総務課でとりまとめ、指摘事項等を確認
こども青少年局	経理事務（検査・確認事務）の確認	<p>《実施対象》 子育て支援課、企画調整課、青少年相談センター</p> <p>《実施内容及び方法》 総務課でリストアップした平成26年度の経理関係書類について、支出命令ごとにチェックシートを使用し、適切に処理されているか確認を実施</p>

区局名	点検テーマ	実施対象、実施内容及び方法
健康福祉局	①支払期限内の支払確認 ②支出命令書添付文書(PDF)と原本の確認 ③その他経理事務全般	<p>《実施対象》 保険年金課と健康安全部3課（生活衛生課・食品衛生課・医療安全課）</p> <p>《実施内容及び方法》 点検テーマに係る支出命令を財務会計システムから100件程度抽出し、実施対象課間で相互点検。一部については、原本確認を併せて実施</p>
環境創造局	物品管理事務について	<p>《実施対象》 全課</p> <p>《実施内容及び方法》 ①各所属の物品管理簿・備品整理票の確認及び平成26年度分（平成26年4月から10月まで）に購入した物品の管理状況（受入れ・保管換え・廃棄等）について、各課点検を実施 ②点検方法は、チェックシートに沿って、同会計内の他課が点検を行う相互チェック方式 ③点検後、点検課による講評を行い、また、点検結果のチェックシートを経理経営課でとりまとめ</p>
資源循環局	①契約関係書類の原本確認の徹底について ②入札案件におけるチェックリストの点検について	<p>《実施対象》 全課</p> <p>《実施内容及び方法》 総務課経理係職員による点検及びヒアリング</p>
建築局	前渡金管理事務及び契約・支出事務等に係る書類等の確認	<p>《実施対象》 調整区域課</p> <p>《実施内容及び方法》 ①前渡金管理事務に係る書類の確認（平成26年4月から12月分まで） 受払簿の記入及び通帳の確認、精算処理について、現金及び郵券の保管管理について ②契約・支出事務等に係る書類の確認（平成26年4月から12月分まで） 原本の確認、各書類の保管状況について</p>
都市整備局	①契約事務に関する文書と書類（原本）確認 ②物品管理事務	<p>《実施対象》 ①全課（定期事務監査、出納検査対象課を除く。） ②全課</p> <p>《実施内容及び方法》 ①課ごとに点検する支出科目を設定して総務課が点検を実施 (1)請求書、請書、関連資料（検査調書、個人情報取扱いに関する誓約書等）の原本確認、書類の保管状況 (2)文書管理システムによる書類確認 ②平成25年度における物品管理事務（物品管理簿、備品整理票、物品出納通知、保管換え・廃棄手続、庁内備品リサイクル制度等）について3課で1グループを構成し、係長を含む複数人による相互点検方式で実施 (1)チェックシートに基づき点検を実施、必要に応じてヒアリング等により事実確認</p>
道路局	①契約事務に係る事務手続の確認 ②物品役務検査事務に係る事務手続の確認 ③歳入（調定）事務手続の確認	<p>《実施対象》 平成25年度の印刷製本・委託契約：各課3件、計45件 平成25年度の歳入事務：各課1件、計12件</p> <p>《実施内容及び方法》 総務課が任意に検査対象を指定 →各課は、総務課から指定された契約書類及び歳入関連書類について、財政局・道路局で作成したチェックシートにより自己点検 →各課のチェックシート及び関連書類を総務課で審査 総務課が各課を訪問し、講評</p>

区局名	点検テーマ	実施対象、実施内容及び方法
港湾局	経理関係書類の 原本確認 (保存の有無、 PDFとの同一 性、改ざんの有 無、鉛筆使用等 の点検)	≪実施対象≫ 全所属/一般会計・港湾整備費事業会計 ≪実施内容及び方法≫ 総務課及び経理課の職員が平成26年4月1日から9月30日までの支出(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、委託料及び備品購入費)に係る経理関係書類(見積書、契約書、請求書、納品書、検査調書等)の原本を確認
消防局	①検査事務について ②物品管理について ③現金等(親睦会費等を含む。)の管理状況について	≪実施対象≫ 全所属(16課(科)、18消防署) ≪実施内容及び方法≫ ①経理事務関係は、定期監査で指摘された、検査事務及び物品管理を重点的に、平成25年度分全て及び平成26年度の契約済み案件を対象に『契約事務適正化チェックシート』を用い、総務課の点検と併せて、相互点検又は自己点検を実施 ②現金等については、「公金」、「公金外現金」、「その他の現金(親睦会費等)」の管理状況について確認
水道局	①小払資金制度による支払手続の点検 [継続] ②旅費の精算手続の点検 [継続] ③少額契約制度の改正に伴う事務手続の点検 [継続]	≪実施対象、実施内容及び方法≫ ①平成25年12月から平成26年9月までに小払資金により執行した案件の確認 実地点検(19事業所)、各課で自己点検(32事業所) 発議日と発議番号との整合性を財務会計システムで点検 小払資金現金保管高確認表と現金出納簿との突合 ②平成25年12月から平成26年9月までに執行した旅費の前渡金口座への入金から引き出しまでの日数の確認 各課で自己点検(全51事業所) ③平成25年12月から平成26年9月までに少額契約を締結した案件の確認 各課で自己点検(全51事業所)
交通局	契約事務等について (見積依頼書、検査事務、裏紙利用、物品受払整理簿関連)	≪実施対象≫ 職員課、事業開発課、営業・観光企画課、路線計画課、運輸課、本牧営業所、若葉台営業所、鶴見営業所、運転課、駅務管理所、新羽乗務管理所、車両課、施設課、川和保守管理所 ≪実施内容及び方法≫ ①平成25年度各課契約について(見積依頼書、検査員事務) ②裏紙の利用状況 ③検査員名簿の状況確認 ④物品受払整理簿の作成状況
教育委員会事務局	前渡金口座等の管理状況について	≪実施対象≫ 事務局内全課、全図書館、全学校教育事務所(学校は除く。) ≪実施内容及び方法≫ ①各課の前渡金口座と手持ち現金の点検 ②各課での郵券管理簿と現物の照合 ③各課での調書の作成・提出、預金通帳の写し提出 ④総務課で提出された調書と預金通帳の写しの点検及び必要に応じて聞き取りの実施

指摘事項の背景・原因

経理事務については、おおむね適正に行われていたものの、不適正な契約事務を行っていた事例や、検査確認が不十分であった事例、相手事業者への支払を期限内に行っていなかった事例（支払遅延）など、過去の指摘事項と同様の事例が見受けられた。

また、公金外現金事務についても、様々な不適正な事例が見受けられた。

(1) 経理事務

契約事務、検査事務、支出事務等について、過去の指摘事項と同様の事例が見受けられたが、要因として、いまだに根拠となる規定等の知識や理解が不足していること、責任職のチェックが不十分であること、事務の適切な進行管理が行われていないことなどがあげられる。過去の定期監査における意見として、必要な研修の実施を求めてきたが、必ずしも全ての区局において、十分な効果が上がっていない。 (指摘事項3-1～3-6 参照)

(2) 公金外現金事務

公金外現金事務について、様々な不適正な事例が見受けられたが、要因として、要領等の規定の基本的な知識や理解の不足に加えて、公金に準ずる取扱いが必要であることを責任職及び職員が十分認識していないことがあげられる。

また、要領に基づき、所管区局では監査を行っていたが、監査を行う職員も知識や理解が十分でないことなどから、伝票の記載漏れ等帳票作成上の誤りを指摘するにとどまり、効果的な監査になっていない。 (指摘事項3-7 参照)

監査の結果を踏まえ、次のとおり監査委員の意見を付す。

意見3 適正な経理事務の執行と再発防止に向けた取組

経理事務について、過去の指摘事項と同様の事例があるとともに、公金外現金事務についても、様々な不適正な事例が見受けられた。

各区局は、今回の定期監査における全ての指摘事項について十分に確認し、再発防止に向けて、適正な事務執行に向けた意識の啓発を行うとともに、次のような取組を行うことが求められる。

(1) 経理事務

ア 過去の指摘事項など、具体事例を題材とした研修により、知識及び意識の向上に努める。

イ 一連の事務を適正に執行するうえで、責任職の職責は重いことから、責任職向けの研修を行い、チェック機能の強化や、適切な進行管理の徹底を図る。

ウ 事務を執行した区局自らがチェックし、改善していくことが極めて重要であることから、各区局の固有のリスクを踏まえた効果的な内部監察（自己点検）を行う。

(2) 公金外現金事務

ア 各区局は、研修等を通じて、事務及び監査に当たる責任職及び職員に、公金同様に厳正な取扱いが求められていることを十分に認識させ、日頃の業務を適正に進める必要がある。

イ 公金外現金を所管する局は、要領等の知識習得、理解向上のための全庁的な研修を行う。

4 工事

監査対象区局は、4区（中区、金沢区、港北区及び泉区）の土木事務所及び工事担当8局（環境創造局、資源循環局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局、水道局及び交通局）である。

監査の範囲は、平成26年4月1日から平成27年8月31日までに契約したもの及び平成26年3月31日以前に契約し、平成26年4月1日以降に完了又は完了予定の工事並びに委託（工事に関連するもの及び施設の維持管理等）である。

今回の監査は、監査対象工事 3,522件、監査対象委託 5,558件から抽出した工事 260件、委託 194件の計 454件について、経済性、効率性及び有効性の観点に留意しつつ、工事の設計・積算、工事監理、工事の安全管理、工事の変更等の契約手続及び設計・調査・維持管理等委託が適正に行われているか、関係書類の確認を行い、関係職員から説明を聴取した。また、各区局の技術職員の育成や技術力の維持・向上の取組状況についても調査を行った。

なお、監査実施工事 260件のうち 51件は、工事中の施工監理や安全管理の状況などについて現場監査を行った。

区局別の監査実施状況

監査対象区局	工 事		委 託		現場監査
	監査対象 件数	監査実施 件数	監査対象 件数	監査実施 件数	監査実施 件数
中 区	69 件	5 件	89 件	3 件	2 件
金 沢 区	80 件	6 件	122 件	4 件	2 件
港 北 区	117 件	6 件	77 件	7 件	2 件
泉 区	77 件	6 件	76 件	2 件	2 件
環 境 創 造 局	930 件	49 件	1,685 件	39 件	7 件
資 源 循 環 局	166 件	18 件	523 件	20 件	4 件
建 築 局	757 件	46 件	736 件	31 件	14 件
都 市 整 備 局	63 件	21 件	184 件	17 件	6 件
道 路 局	267 件	20 件	690 件	16 件	2 件
港 湾 局	157 件	22 件	277 件	14 件	5 件
水 道 局	748 件	40 件	832 件	20 件	4 件
交 通 局	91 件	21 件	267 件	21 件	1 件
合 計 (抽出率)	3,522 件	260 件 (7.4%)	5,558 件	194 件 (3.5%)	51 件

監査委員による実地監査（平成27年11月26日実施）において、工事中の南区総合庁舎移転新築工事の現場で、工事内容、進捗状況、施工状況等について確認を行った。



工事の進捗状況等についてヒアリングを行う監査委員
＜平成27年11月26日＞



施工状況について説明を受ける監査委員
＜平成27年11月26日＞

監査の結果は、おおむね適正に行われていたが、一部において工事監理や安全管理等に不適切な事例が見受けられた。指摘事項の件数は 41件である。

指摘事項の状況

項目	指摘事項	件数	
工事の設計及び積算	工事の設計	1件	7件
	工事費の積算	6件	
工事監理	施工監理	11件	12件
	施工に伴う手続	1件	
工事の安全管理	安全対策	16件	
工事の変更等の契約手続	設計変更	6件	
合 計		41件	

監査の状況**(1) 工事の設計及び積算**

工事の設計及び積算については、一部において、必要以上の構造とした設計や経費の積算誤りなどの事例が見受けられた。

指摘事項4-1 工事の設計

工事の設計について確認したところ、次のような事例が見受けられた。については、適切に設計を行うよう改められたい。

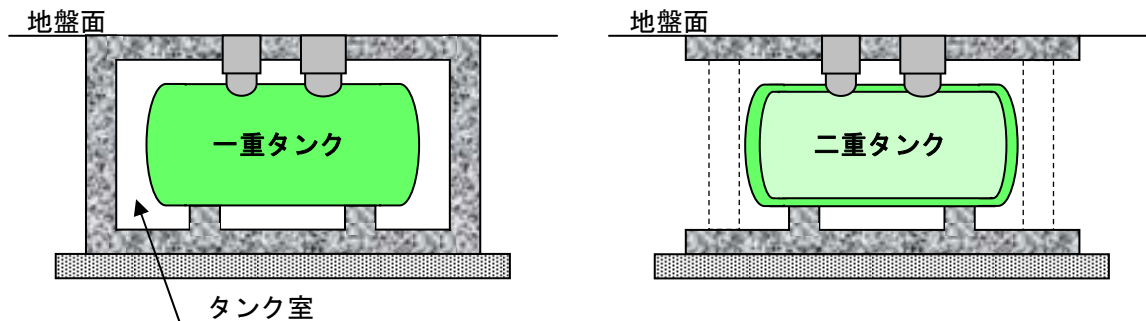
ア 地下タンク貯蔵所の設計

危険物の規制に関する政令等では、地下タンク貯蔵所[※]の構造等の基準が定められており、地下タンクの設置には、鉄筋コンクリート造のタンク室にタンクを収め、燃料の漏えいをタンク室内にとどめる方式とタンクを直接埋設する方式がある。また、タンク本体には、一重タンクと二重タンクがあり、一重タンクはタンク室に設置しなければならないが、二重タンクは、漏えい防止機能があるためタンク室を設けずに直接埋設もできるとされている。しかしながら、設備工事における燃料地下タンクを確認したところ、工事間の調整・整合が図られず、建築工事ではタンク室を設け、設備工事ではタンク本体を二重タンクとして設計し、施工していた。

(建築局電気設備課 1 件、関連課：建築局施設整備課) 【改善済み】

※ 地下タンク貯蔵所

地盤面下に埋設されているタンクで危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所である。自家発電設備等で使用する燃料を貯蔵しておくタンク、燃料を供給するポンプ及び配管、漏えい検知器等から構成される。

<地下タンク貯蔵所のイメージ>

【タンク室に設置する例】

【二重タンクを設置する例】

【対象所属が行った改善内容】

建築局は、平成28年2月末までに、職員及び責任職を対象とした指摘事項に関する研修を実施するとともに、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を局内で周知した。

指摘事項4-2 工事費の積算

工事費の積算について確認したところ、次のような事例が見受けられた。については、適正に積算を行うよう改められたい。

ア 土砂等の運搬距離

土木工事標準積算基準書では、土砂等の運搬費は、工事現場から土砂等の処理施設までの距離の区分により積算することとされている。しかしながら、法面整備工事における設計変更により追加した土砂等の運搬費を確認したところ、運搬距離を31.5キロメートル以下とすべきであったにもかかわらず、60.0キロメートル以下としたことから、過大な積算となった。

(水道局建設課1件)【改善済み】

イ 門扉設置における桁等購入費の取扱い

土木工事標準積算基準書では、門扉の購入費は桁等購入費*として、率計算による共通仮設費の対象額に含めないこととされている。しかしながら、外構工事2件における桁等購入費を確認したところ、門扉の購入費を共通仮設費の対象額に含めたことから、過大な積算となった。

(計2件：環境創造局下水道施設整備課1件、水道局建設課1件)【改善済み】

※ 桁等購入費

P C桁、簡易組立式橋梁、グレーチング床版、門扉、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費をいう。

<門扉の設置例>



ウ レントゲン探査費の取扱い

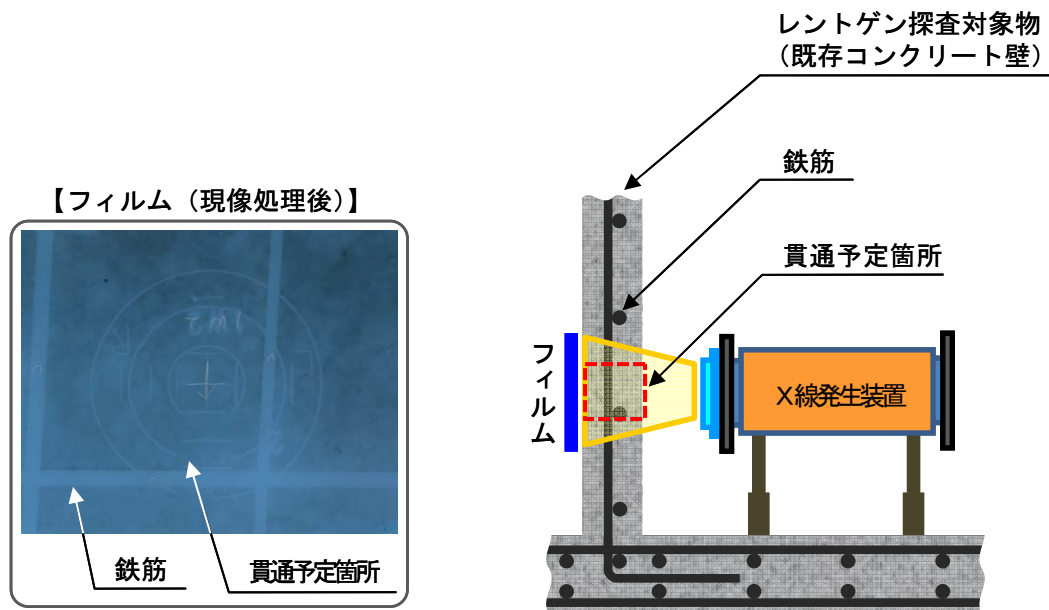
既存建築物へ設備の配管等を布設する際には、配管等のルートによりコンクリートの壁や床に穴を開け配管等を貫通させる箇所が発生する。その際、コンクリート内部の鉄筋、配管、電線等を損傷させないために、事前に貫通予定箇所をレントゲン探査※等により確認する費用を計上している。しかしながら、設備工事2件を確認したところ、施工段階において貫通予定箇所のレントゲン探査等が不要であったことなどから、探査を行わなかったにもかかわらず、その費用を減額していなかった。

(交通局建築課2件)【改善済み】

※ レントゲン探査

探査を対象とするコンクリートの壁や床にX線フィルムを貼り、X線発生装置によって透過撮影する方法。フィルムは、透過したX線の強さに応じて黒化するため、コンクリートよりも密度が高い鉄筋は、その像が白く写し出される。このフィルムの濃淡模様の違いから鉄筋の位置を推定する。

<レントゲン探査のイメージ>



エ 交通誘導員の区分

工事等において交通を規制する際に配置する交通誘導員[※]の区分については、「交通誘導員A」を神奈川県公安委員会が指定する路線に1人以上配置し、「交通誘導員B」については、指定路線及び指定路線外において、必要に応じて配置することとされている。しかしながら、下水道工事における交通誘導員を確認したところ、指定路線外の交通誘導業務においても「交通誘導員A」を計上したことから、過大な積算となった。

(環境創造局下水道施設整備課1件)【改善済み】

※ 交通誘導員

「交通誘導員A」は、警備業者の警備員のうち交通誘導警備業務に係る一級及び二級検定合格警備員をいう。

「交通誘導員B」は、「交通誘導員A」以外の交通の誘導に従事する警備業者の警備員をいう。

<交通誘導の例>



【対象所属が行った改善内容】

環境創造局、水道局及び交通局は、平成28年2月末までに、職員及び責任職を対象とした指摘事項に関する研修を実施するとともに、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を各局内で周知した。

(2) 工事監理

工事監理については、一部において、施工監理が適切に行われていないなどの事例が見受けられた。

指摘事項4-3 施工監理

施工監理について確認したところ、次のような事例が見受けられた。
については、適切に施工監理を行うよう改められたい。

ア 施工体制台帳の確認

(ア) 建設業法では、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が3,000万円（建築一式工事にあつては4,500万円）以上となったときには施工体制台帳[※]を作成し、工事現場に備え置かなければならないとされている。しかしながら、設備工事2件においては、施工体制台帳の添付書類のうち下請負人との契約書が工事現場に備え置かれていなかった。

（建築局機械設備課2件）【改善済み】

(イ) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律では、施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならないとされている。しかしながら、設備工事2件においては、提出された施工体制台帳の添付書類に不備があった。

（計2件：水道局西谷浄水場1件、交通局建築課1件）【改善済み】

※ 施工体制台帳

施工体制台帳は、元請負人の建設業の許可、工事名称及び内容、工期、健康保険等の加入状況、技術者名及び資格、下請負人に関する事項等を記載したものに、下請負人が請け負った建設工事の契約書の写し、技術者の資格及び雇用を証する書面等の添付書類を併せたものをいう。

なお、建設業法等の一部を改正する法律により、平成27年4月1日から下請契約を締結する全ての公共工事については、下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられた。

イ 産業廃棄物の運搬

(ア) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令では、産業廃棄物を収集又は運搬する車両については、車体両側面に運搬車である旨等の表示をしなければならないとされている。しかしながら、設備工事など2件においては、産業廃棄物を収集運搬する車両に定められた表示を行っていなかった。

(計2件：交通局建築課1件、水道局小雀浄水場1件)【改善済み】

＜産業廃棄物収集運搬車の表示例＞



(イ) 道路交通法施行令では、自動車の積載物の重量は、自動車検査証等に記載された最大積載重量を超えないこととされている。しかしながら、設備工事では、一部において最大積載重量を超えて、産業廃棄物を運搬していた。

(資源循環局施設課1件)【改善済み】

ウ 塗装記録表の表示

横浜市水道工事標準仕様書では、水管橋等鋼構造物の塗装においては、最終塗装の完了後、塗装年月、塗料名等を定められた様式により表示することとされている。しかしながら、水管橋等の塗装工事においては、塗装記録表を表示していなかった。

(水道局北部第一給水維持課1件)【改善済み】

＜塗装記録表の表示例＞



塗 装 年 月		年 月
塗 料 名	下 塗 1	
	下 塗 2	
	中 塗 1	
	中 塗 2	
	上 塗	
塗 料 会 社 名		
施 工 者		
塗 料 面 積		㎡

エ 機器等の設置確認

横浜市建築局機械設備工事施工マニュアル及び横浜市建築局電気設備工事施工マニュアルでは、主要機器等を設置する場合には、監督員が立会等により施工の確認等を行うこととされている。しかしながら、設備工事2件においては、主要機器の固定状況等の確認を行っていなかった。

(計2件：交通局建築課1件、交通局電気課1件)【改善済み】

オ めっき品質の確認

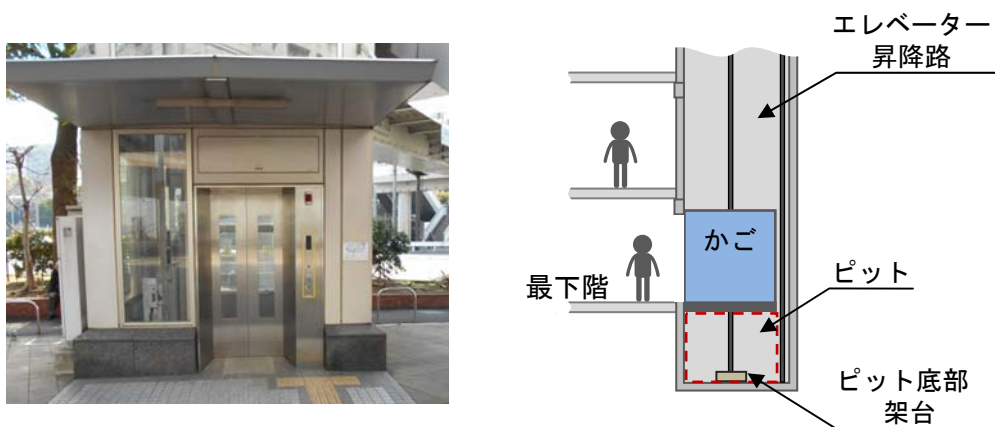
屋外環境に設置されるエレベーターについては、防滴仕様に関する特記仕様書により、ピット底部に設置する架台等は、腐食対策として溶融亜鉛めっき※処理（日本工業規格H8641 2種55以上）を行うこととされている。しかしながら、設備工事においては、架台等のめっきの品質確認を行っていなかった。

(都市整備局戸塚中央区画整理事務所1件)【改善済み】

※ 溶融亜鉛めっき

高温で溶かした亜鉛にめっきを施す鋼材を浸し、表面に亜鉛皮膜を形成させる鋼材の防錆処理の一種である。なお、日本工業規格では、種類やめっきの品質などが定められている。

＜屋外環境のエレベーター設置例及びピットのイメージ＞



【対象所属が行った改善内容】

資源循環局、建築局、都市整備局、水道局及び交通局は、平成28年2月末までに、指摘事項への是正対応を行い、職員及び責任職を対象とした指摘事項に関する研修を実施するとともに、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を各局内で周知した。

指摘事項4-4 施工に伴う手続

施工に伴う手続について確認したところ、次のような事例が見受けられた。
 ついては、適正に手続を行うよう改められたい。

ア 建設リサイクル法に基づく通知

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」※という。）では、発生するコンクリートや木材等の特定建設資材の分別解体等及び再資源化等を促進するため、一定の規模に該当する公共工事（土木工事や建築工事）を行う場合、工事着手前に発注者が、市長宛に工事の計画等を通知することとされている。また、当初は建設リサイクル法対象外の工事が、工事内容等の変更により対象建設工事となる場合にも、同様に通知することとされている。しかしながら、下水道工事においては、当初は建設リサイクル法対象外の工事であったが、工事内容の変更により対象建設工事となったにもかかわらず、通知書を提出していなかった。

（環境創造局管路整備課 1 件）【改善済み】

※ 建設リサイクル法

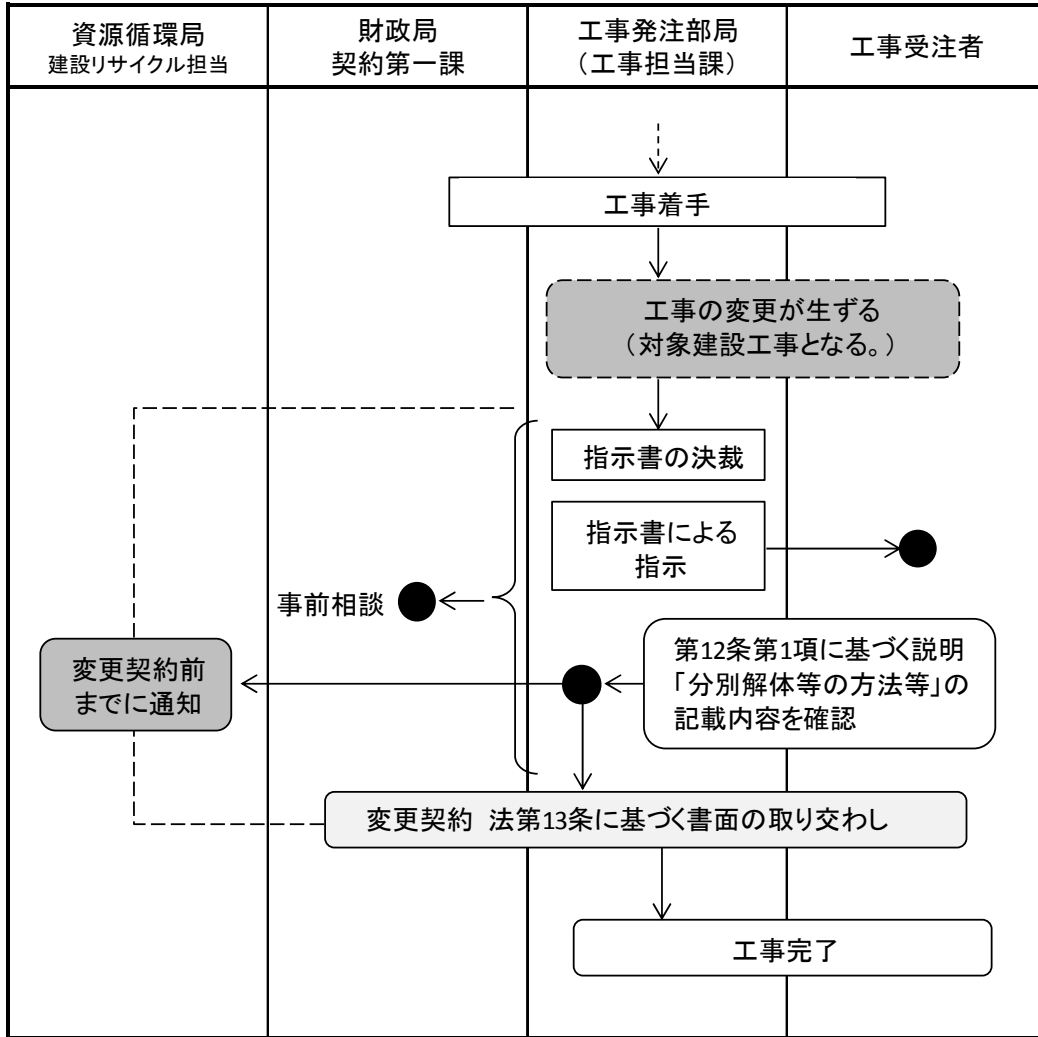
建設工事で発生する建設副産物のうち再資源化する資材として「特定建設資材」を定め、これら資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることにより生活環境の保全等に寄与することを目的として定められている。

特定建設資材：コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート

対象建設工事：特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が次の表のもの

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	延べ床面積 80㎡以上
建築物の新築又は増築工事	延べ床面積 500㎡以上
建築物の修繕・模様替工事（リフォーム等）	請負金額 1億円以上
建築物以外の解体又は新築工事等（土木工事等）	請負金額 500万円以上

＜工事着手後に変更が生じ、対象建設工事となる場合＞



参考 横浜市建設リサイクル法の取扱い（市発注工事用）の事務フロー（抜粋）

【対象所属が行った改善内容】

環境創造局は、平成28年2月末までに、職員及び責任職を対象とした指摘事項に関する研修を実施するとともに、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を局内で周知した。

(3) 工事の安全管理

工事の安全管理については、高所作業や掘削作業等の一部において、労働安全衛生規則等で定められた安全対策を行っていない事例が見受けられた。

指摘事項4-5 安全対策

安全対策について確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、法令等で定められた安全対策が適切に行われるよう、請負人を指導、監督するよう改められたい。

ア 高所作業等における墜落防止措置

(ア) 安全帯の使用

- a 労働安全衛生規則では、高さ2メートル以上の高所作業において、作業床を設けることが困難なときは、安全帯を使用する等墜落による作業者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。しかしながら、法面整備工事においては、一部において安全帯の使用等による墜落防止措置を行っていなかった。

(建築局違反对策課1件)【改善済み】

- b 労働安全衛生規則では、高さ2メートル以上の高所作業において、作業の必要上臨時に囲い等を取り外すときなどは、安全帯を使用する等作業者の墜落による危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。しかしながら、橋梁補修工事など4件においては、安全帯は装着していたにもかかわらず、一部において使用せず、墜落防止措置を行っていなかった。

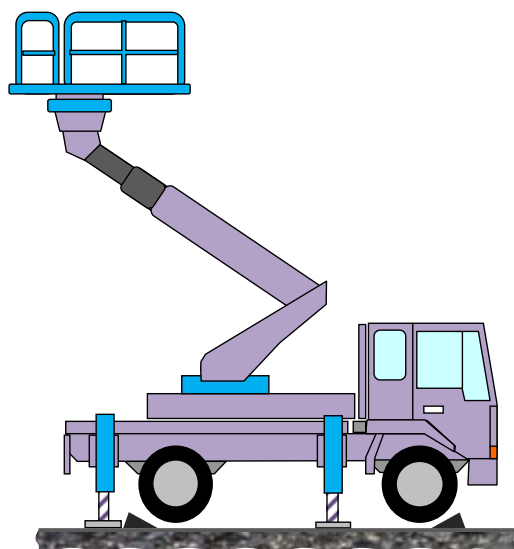
(計4件：中区中土木事務所1件、金沢区金沢土木事務所1件、水道局北部第一給水維持課1件、水道局工業用水課1件)【改善済み】

<安全帯と使用例>



- c 労働安全衛生規則では、高所作業車（垂直昇降移動のみの構造を除く。）での作業において、作業者は安全帯等を使用しなければならないとされている。しかしながら、橋梁補修工事においては、安全帯は装着していたにもかかわらず、一部において使用せず、墜落防止措置を行っていなかった。（環境創造局公園緑地整備課 1 件）【改善済み】

< 旋回型高所作業車のイメージと使用例 >



(i) 足場の設置

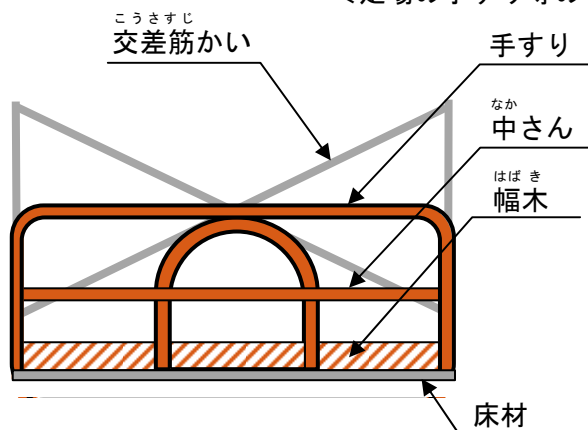
- a 労働安全衛生規則では、高さ 2 メートル以上の高所作業において墜落などにより作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場等の作業床を設けなければならないとされている。しかしながら、建築工事において、足場の設置などの墜落防止措置を行っていなかった。（建築局施設整備課 1 件）【改善済み】

- b 公共建築工事標準仕様書では、足場の設置においては、常時、手すり、中さん※¹及び幅木※²の機能を有するものを設置しなければならないとされている。しかしながら、設備工事において、手すりなどの墜落防止措置を行っていなかった。

(建築局機械設備課 1 件) 【改善済み】

- ※1 ^{なか}中さん
作業者の墜落防止等のため、手すりと床材との間に設置される棒状の丈夫な部材をいう。
- ※2 ^{はばき}幅木
物体の落下及び足の踏み外しを防止するために、作業床の外側に取り付ける木製又は金属製の板をいう。

<足場の手すり等のイメージと設置例>



(ウ) 高所作業車の状態

高所作業車構造規格では、高所作業車の作業床の周囲には、囲い又は手すりを設けることとされている。しかしながら、設備工事において、工事期間中、手すりの一部がないままの状態で行っていた。

(港湾局維持保全課 1 件) 【改善済み】

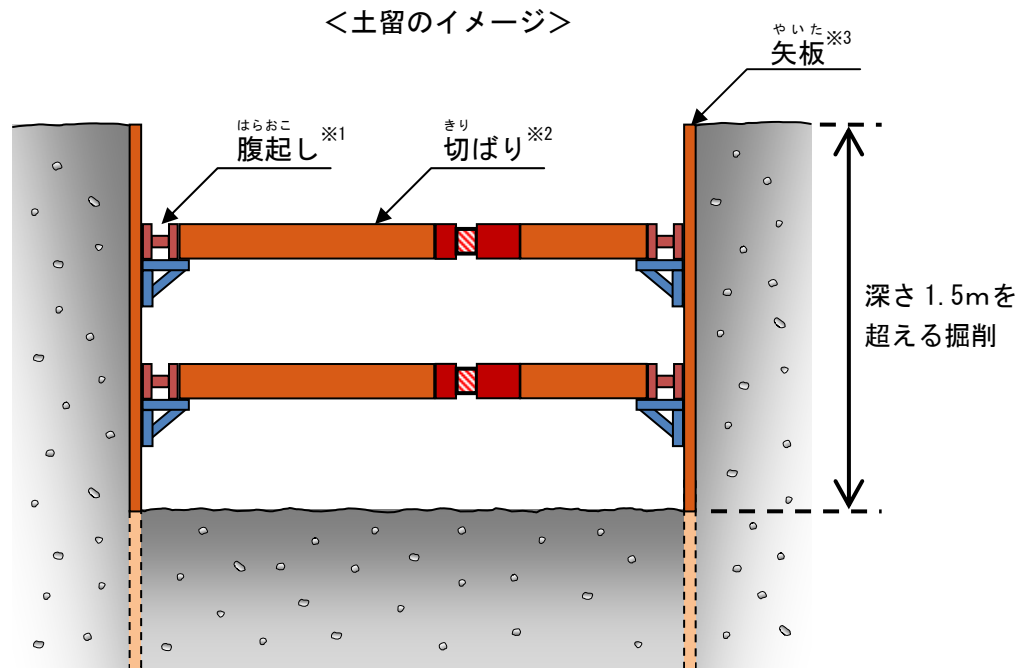
<垂直昇降型高所作業車と使用例>



イ 掘削作業における崩壊防止措置

建設工事公衆災害防止対策要綱では、掘削の深さが 1.5メートルを超える場合には、原則として、土留工を施すこととされている。しかしながら、歩道整備工事など 5 件においては、1.5メートルを超える掘削作業を行ったにもかかわらず、必要となる土留を設置していなかった。

(計 5 件：中区中土木事務所 1 件、建築局施設整備課 1 件、都市整備局都心再生課 1 件、水道局北部工事課 1 件、水道局南部第二給水維持課 1 件)【改善済み】



- ※1 はらおこ 腹起し
矢板に作用する土圧や水圧を支持する部材をいう。
- ※2 きり 切ばり
腹起しを支持する水平部材をいう。
- ※3 やいた 矢板
掘削時の土砂の崩壊等を防ぐための板状の部材をいう。

ウ 溶接作業等における保護具の着用

労働安全衛生規則では、アセチレン溶接装置を用いて金属の溶接・溶断作業等を行うとき、また、切削屑が飛来すること等により作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、保護眼鏡等を着用しなければならないとされている。しかしながら、レール交換工事など2件において、金属の切断作業等を行ったにもかかわらず、保護眼鏡を着用していなかった。

(計2件：都市整備局市街地整備推進課1件、交通局上永谷保守管理所1件)

【改善済み】

<保護眼鏡等のイメージと使用例>



【対象所属が行った改善内容】

中区、金沢区、環境創造局、建築局、都市整備局、港湾局、水道局及び交通局は、平成28年2月末までに、職員及び責任職を対象とした指摘事項に関する研修を実施するとともに、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を各区局内（区土木事務所は全土木事務所）で周知した。

(4) 工事の変更等の契約手続

工事の変更等の契約手続については、一部において、設計変更手続が適正に行われていない事例が見受けられた。

指摘事項4-6 設計変更

設計変更について確認したところ、次のような事例が見受けられた。
 ついては、設計変更の手続を適正に行うよう改められたい。

ア 複数の変更指示に係る設計変更の決裁

横浜市工事設計変更事務取扱要綱では、契約金額の増減を伴う工事内容の変更指示を行う場合には、その都度、当該変更指示に対する設計変更伺について、速やかに決裁を得るものとされている。また、その特例として、極めて近い将来に続けて変更指示を行うことが見込まれる場合には、変更指示に対応する設計変更について、次の表の増減額の範囲内で、まとめて決裁を得ることができるとされている。

複数の変更指示においてまとめて決裁を得られる範囲

当初請負金額	変更限度額
1億 5,000万円未満	当初請負金額の 20%以内
1億 5,000万円以上	3,000万円以内

(ア) 請負金額が1億 5,000万円未満の工事

複数の変更指示に伴う請負金額の増減額の合計が当初請負金額の 20%以内であるうちに設計変更の決裁を得るべきところ、これを得ていなかった。

(計3件：中区中土木事務所1件、泉区泉土木事務所1件、環境創造局下水道施設整備課1件) 【改善済み】

(イ) 請負金額が1億 5,000万円以上の工事

複数の変更指示に伴う請負金額の増減額の合計が 3,000万円以内であるうちに設計変更の決裁を得るべきところ、これを得ていなかった。

(計3件：環境創造局管路整備課1件、都市整備局戸塚中央区画整理事務所1件、道路局橋梁課1件) 【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

中区、泉区、環境創造局、都市整備局及び道路局は、平成28年2月末までに、職員及び責任職を対象とした指摘事項に関する研修を実施するとともに、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を各区局内（区土木事務所は全土木事務所）で周知した。

(5) 公共建築物の保全に係る委託発注【課題と対応】

本市は、所有する公共建築物の保全関連事業等を円滑に推進することを目的として、公益財団法人横浜市建築保全公社（以下「保全公社」という。）と「横浜市公共建築物保全事業等の推進に関する協定」を締結しており、これに基づいて、公共建築物の保全に係る工事の一部を保全公社への委託により実施している。

保全公社への委託の発注は、施設の保全の確実な実施を図るため、建築局が一元的に予算を確保したうえで、各施設の劣化状況に基づき保全が必要な施設を選定し、実施している。

発注に当たっては、委託内容を明確にし、適正で妥当性のある委託金額を算定する必要がある。しかしながら、当該年度に予定されていない施設で突発的に保全に係る工事が必要となった場合については、委託業務の内容が包括的であり、保全に係る設計及び工事の具体的な内容が不明確なまま発注していたため、一部の案件において、当初委託金額と最終的な精算額との間に大きな差異が生じていた。

については、突発的に保全に係る工事を行うこととなった場合についても、委託の設計図書において具体的な工事内容や適用基準、成果品等を記載するなど、委託内容をより明確なものとし、適正で妥当性のある委託金額を算定したうえで発注を行うよう、改善が求められる。

指摘事項の背景・原因

(1) 工事の設計及び積算

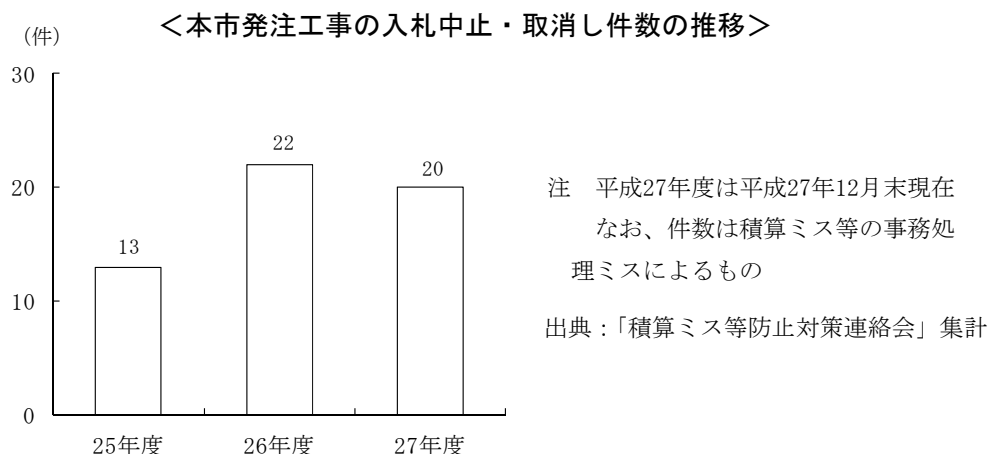
ア 工事の設計

工事の設計では、一部において必要以上の構造とした設計が見受けられた。これは設計時だけでなく施工段階においても、建築と設備の工事間の設計内容の整合や確認が不十分であったこと、及び地下タンク貯蔵所の知識や経験が不足していたことが原因と考えられる。また、コスト比較など経済性の視点での検討が十分に行われていなかった。

(指摘事項4-1 参照)

イ 工事の積算

積算や設計図書の誤りなどの事務処理ミスによる工事の入札中止は、平成26年度は 22件であったが、平成27年度は12月末現在で 20件となっている。



入札中止の主な原因は、積算誤りであることから、各区局は適正な工事費算出に努めるとともに、積算誤りを防止するため、検算やチェックリスト等により繰り返し確認を行っている。しかしながら、一部において経費算定や運搬距離の選定誤りなどの不適切な事例が見受けられた。これは担当者の積算に関する知識不足や不注意による誤り、それを確認する検算者や責任職の見落としなどが原因と考えられる。

(指摘事項4-2 参照)

また、最近では工事の入札において、落札者が決まらない入札不調が増えており、平成27年度（12月末現在）の入札件数に対する入札不調の発生率は1割を超え、年々増加の傾向にある。なお、ここ数年の入札不調の特徴としては、入札参加者がいない場合と、入札参加者全員が最低制限価格未満となる場合が、そのほとんどを占めている。

本市発注工事の入札不調件数の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
入札件数	3,068 件	2,972 件	2,603 件
不調件数	270 件	322 件	290 件
不調発生率	8.8 %	10.8 %	11.1 %

注 平成27年度は平成27年12月末現在

入札が不調になると、改めて工事の発注を行わなければならない、再発注に伴う設計内容の見直しや単価の入れ替えによって、積算誤りが起きる要因が増えている。

(2) 工事監理及び安全管理

ア 工事監理

工事監理では、一部において施工監理や施工に伴う手続が適切に行われていない事例が見受けられた。これは監督員としての実務経験の不足、関連法令の理解不足から、施工に伴う確認が十分に行われていなかったことが原因と考えられる。

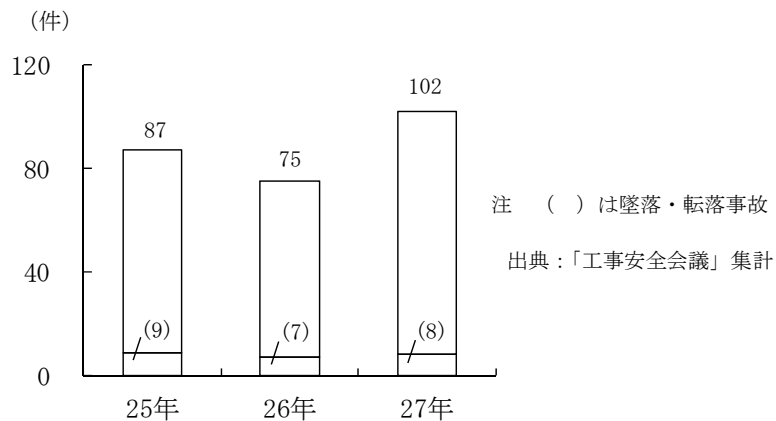
また、公共工事の品質確保、入札及び契約の適正化の推進などにより、机上での書類作成や確認作業が増えたことから、現場での施工確認に十分な時間が取れないことも一つの要因と考えられる。

(指摘事項 4-3、4-4 参照)

イ 工事の安全管理

工事における事故件数は、平成27年は 102件であり、平成26年から 27件増加している。また、墜落、転落事故は毎年発生しており、平成27年は 8 件であった。

＜本市発注工事の事故発生件数の推移＞



今回の監査では過年度と同様に掘削作業時における土留の未設置や、高所作業時における墜落防止措置などの不適切な事例が見受けられた。

これは、実務経験や関連法令の理解不足に加え、安全対策の重要性の認識が不十分であり、工事の安全管理は請負業者が行うものという意識から、請負業者任せにして、発注者として確認を十分に行わなかったことが原因と考えられる。

(指摘事項4-5 参照)

(3) 工事の変更等の契約手続

工事の設計変更については、「横浜市工事設計変更事務取扱要綱」で定める設計変更の範囲を超えて設計変更手続を行っていた事例が見受けられた。

これは、要綱の理解不足と、変更指示を行う時点での変更額の試算の甘さに加え、設計変更手続の過程における責任職の確認が十分でないことが原因と考えられる。

(指摘事項4-6 参照)

(4) 技術職員の育成と技術力の維持・向上の取組状況

各指摘事項の背景・原因は、上記に掲げたところであるが、工事全般について、技術職員の技術力の維持・向上が十分にできていないことも大きな背景として考えられる。そこで、監査対象区局に対し「技術職員の育成と技術力の維持・向上の取組状況」についてヒアリングを行ったところ、各区局ともベテラン職員の退職や職員の人事異動に伴い、新採用職員や経験の少ない職員の割合が増えている。

このような状況の中、現場重視から書類中心の業務へ変化し、新築工事が減り維持保全工事が増えるなど、施設等の計画から施工までの一連の業務を経験する機会が減っている。また、育成を行う指導者が不足している。

一方で、新たな技術への対応や施工不良による品質低下への懸念などの社会情勢の変化、情報公開などのニーズの変化、公共工事の品質や入札及び契約などの法整備により、業務が多様化し、煩雑化している。

そのため、各区局は職員の育成や業務の適正な執行に向けて、様々な研修等を実施しているが、必ずしも効果的なものとはなっていない。また、局内の少数職種については、自局のみで育成するのは難しい状況がある。

監査の結果を踏まえ、次のとおり監査委員の意見を付す。

意見4 業務の適正な執行と組織の技術力向上への取組

工事において、安全管理や設計変更など、過去の指摘事項と同様の事例が見受けられた。各区局は、適正な事務の執行に向けて、今回の定期監査における指摘事項について、次のような取組を行うことが求められる。

(1) 工事の設計及び積算

ア 設計については、工事間の調整を踏まえてコスト比較を行うなど、経済性の視点での確認が求められる。

イ 積算については、知識不足や不注意による誤りを見落とさないために、研修等を通して確認の重要性について認識を強め、確認が形骸化しないようにする必要がある。

(2) 工事監理及び安全管理

ア 工事監理については、現場をみる機会を増やすなど、実務経験を積み知識や技術を習得することが必要である。

イ 安全管理については、発注者として安全対策の重要性を認識し、そのうえで自らが現場で確認することが求められる。

(3) 工事の変更等の契約手続

工事の設計変更については、変更指示を行う時点で変更額を速やかに把握するとともに、変更手続の過程での責任職の確認を徹底する必要がある。

上記取組の前提として、自ら考え行動する職員を育成し、ノウハウを継承していくことにより、技術力を維持・向上していく必要がある。一方で新採用職員や経験の少ない職員の割合が増えていることから、若手・中堅・ベテラン職員それぞれが果たすべき役割と求められる能力を明確にし、各職員が十分認識することが重要であり、そのうえでベテラン職員からノウハウを継承するOJTを実施するなど、効果的な取組を行う必要がある。

5 財政援助団体等

財政援助団体等[※]監査の対象となる団体は、公益的な事業の実施やサービスの提供などの役割を担っており、特に出資団体は、本市と締結した年次計画等の目標達成も求められている。

今回の監査では、出納及び出納に関連した事務に関し、固定資産（不動産、物品等）の管理状況、現金預金の管理状況、財務諸表計上額の適正性等を確認するとともに、本市と締結した年次計画の達成状況についても監査を行った。

また、公の施設については、本市貸与備品の管理状況や本市との協定に基づく施設の運営状況等についても確認を行った。

※ 財政援助団体等

（地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等監査の対象団体）

(1) 財政援助団体

本市が補助金や交付金等の財政援助を与えている団体

(2) 出資団体

本市が資本金や基本金等の4分の1以上を出資している団体

(3) 公の施設の管理団体

本市が公の施設の管理を行わせている団体

<監査対象団体の概要>

本市の財政援助団体等に対する監査については、次の3団体及び1つの公の施設の管理団体（指定管理者）に対して実施した。

出資団体に係る監査対象

（平成27年7月現在）

団体名	所管局課名	出資比率及び出資額
社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団	健康福祉局 障害企画課	出資比率 100% 出資額 3,000万円
横浜高速鉄道株式会社	都市整備局 都市交通課	出資比率 63.48% 出資額 321億9,700万円
株式会社横浜港国際流通センター	港湾局 港湾経営課	出資比率 45.67% 出資額 35億1,000万円

公の施設の管理団体（指定管理者）に係る監査対象

対象とする公の施設	指定管理者	所管局課名	平成26年度 指定管理料
横浜市総合リハビリテーションセンター	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団	健康福祉局 障害企画課	17億2,650万円

○ 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団

社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団は、障害のある方々に療育サービスやリハビリテーションサービスなどを提供するとともに、地域の諸機関への技術的支援や連携を図ることにより、障害児者の福祉向上に寄与し、豊かな地域生活が営まれるよう支援することを目的に、昭和62年4月に設立された。

平成19年からは、指定管理者として、本市におけるリハビリテーションの中核施設である横浜市総合リハビリテーションセンターをはじめ、市内4箇所地域の療育センター及び障害者スポーツ文化センター横浜ラポールについて事業運営を行っている。

年次計画について、「幼児の初診受診までの期間3か月を維持」する目標は、未達成(平成26年度実績 3.6か月)となったが、平成27年度の間接報告時点では、2.8か月と改善されていた。また、「高次脳機能障害者支援のための既存地域ネットワークを継続し、支援を強化」する目標は、拡大可能な区がなかったため、8区にとどまったが、相談数の目標は達成されていた。その他の目標は、全て達成されていた。

年次計画の達成状況

目標	評価指標	目標数値	実績
利用者ニーズに応じた発達障害のサービス拡充と、幼児の初診受診までの期間3か月を維持し、更なる短縮に努めます。	初診待機月数	3か月	3.6か月
	学齢後期初診	200件	205件
高次脳機能障害者支援のための既存地域ネットワークを継続し、支援を強化します。また、横浜ラポールでは、障害者のスポーツ・文化活動を地域で自主的に推進する団体の基盤強化に向けたネットワークを拡大します。	高次脳	区	9区
		相談数	210件
	横浜ラポールのネットワーク箇所数	5箇所	5箇所
リハセンター診療報酬収入を4,000千円以上増加します。	診療報酬収入	247,000千円	252,052千円
全階層必修の研修を継続実施し、事業団独自の人材育成を行います。	研修体系	実施・点検	実施・点検
	研修実施	(階層)7種類 (啓発)1種類	(階層)7種類 (啓発)1種類

○ 横浜高速鉄道株式会社

横浜高速鉄道株式会社は、みなとみらい線（横浜～元町・中華街駅間）の鉄道施設管理及び運営並びにこどもの国線（長津田～こどもの国駅間）の鉄道施設管理を行っている団体であり、本市をはじめ、神奈川県、鉄道事業者、金融機関等の出資を得て、平成元年3月に設立された。

みなとみらい線は、みなとみらい21地区の交通基盤の確立、輸送体制の確保などを目的として、平成2年4月に第一種鉄道事業^{※1}免許を取得し、平成16年2月から営業を開始しており、開業当初から東急電鉄東横線と相互直通運転を行っている。なお、こどもの国線は、平成9年に社会福祉法人こどもの国協会が保有していた第三種鉄道事業^{※2}免許を譲受し、平成12年3月から通勤線^{※3}として運行している。

年次計画の目標について、次のとおり全て達成されていた。

年次計画の達成状況

目標	評価指標	目標数値	実績
安全、安定輸送に努め、責任運転無事故を継続します。	年間責任運転事故件数	0件	0件
経常損益の早期黒字化を目指します。	経常損益	▲4.4億円	▲3.1億円
	1日当たりの利用人員	19.0万人	19.4万人
固有社員の構成比を高め、積極的に固有社員の管理職登用を図ります。	固有社員の構成比	60%	60%
将来の運営形態についての検討を行います。	運営形態の検討	とりまとめ	とりまとめ済

※1 第一種鉄道事業

他人の需要に応じ、鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業であって、第二種鉄道事業以外のものをいう。

なお、第二種鉄道事業とは、他人の需要に応じ、自らが敷設する鉄道線路以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業をいう。

※2 第三種鉄道事業

鉄道線路を第一種鉄道事業を経営する者に譲渡する目的をもって敷設する事業及び鉄道線路を敷設して当該鉄道線路を第二種鉄道事業を経営する者に専ら使用させる事業をいう。

※3 こどもの国線の通勤線化

こどもの国線は、こどもの国へのアクセス手段として、昭和42年以来、開園時間にあわせた運行を行っていたが、通勤・通学時間帯にも利用できるよう要望があった。そこで、沿線の交通利便性を向上させるため、運行時間帯の拡大や運行本数の増加に加えて、中間駅として恩田駅の新設等を行った。

○ 株式会社横浜港国際流通センター

株式会社横浜港国際流通センターは、鶴見区大黒ふ頭所在の物流施設「横浜港流通センター」（平成8年8月開業）を管理運営している団体であり、横浜港の輸入貨物の増加促進を図るとともに、高機能な物流施設の活用機会の提供を目的として、本市をはじめ、財団法人横浜港埠頭公社（現：横浜港埠頭株式会社）、金融機関、物流事業者等の出資を得て、平成4年12月に設立された。

「横浜港流通センター」は、保管、荷さばき、流通加工などの多様化する物流ニーズに対応し、輸出入貨物の配送センター等様々な用途で利用されている総合物流施設である。

年次計画について、事務所棟入居率の目標を除き、全て達成されていた。

年次計画の達成状況

目標	評価指標	目標数値	実績
物流棟の入居率 100%、事務所棟の入居率 80%以上を目指します。	物流棟入居率	100.0%	100.0%
	事務所棟入居率	80.0%	76.1%
当期純利益を継続して計上し、累積損失の削減を図ります。	当期純利益	1.7億円	2.04億円
借換資金の枠組みを再構築し、26年度末に借入金残高を 99.2億円以下（21年度に比べ 54億円以上の削減）とし、財務の改善を図ります。	期末借入金残高	99.12億円	93.24億円
規模に応じた管理ポストの適正化や、団体の専門的能力の向上及びノウハウの蓄積を引き続き行います。	管理ポスト適正化	▲3人	▲3人
	固有職員の採用	1人	1人

監査の状況**(1) 固定資産の管理状況**

固定資産の管理については、おおむね適正に行われていたが、一部において、固定資産の計上誤り（1団体）、減価償却額の算定誤り（2団体）といった、他団体に対する過去の指摘事項と同様の事例が見受けられた。

指摘事項5-1 固定資産の計上

ア 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団の会計規程では、耐用年数1年以上で、かつ10万円以上の備品等は、固定資産に計上するとしている。そこで、備品など固定資産の管理台帳への計上状況について確認したところ、よこはま港南地域療育センターにおいて、14点が資産計上されていなかった。

については、適正な取扱いとなるように改められたい。

（社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団）【改善済み】

固定資産未計上一覧

資産名	数量	取得価額
ノート型パソコン	11点	1,328,250円
電動車椅子一式	1点	512,000円
給食管理システムライセンス	1点	357,000円
昇降テーブル	1点	137,550円
合計	14点	2,334,800円

【対象団体が行った改善内容】

社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団は、平成28年2月末までに、指摘事項への是正対応を行い、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を団体内で共有した。

指摘事項5-2 減価償却額の算定

各団体の減価償却額の算定について確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるように改められたい。

ア 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団の会計規程では、減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」によるとしている。しかしながら、よこはま港南地域療育センターにおいて、23点が同省令に基づいた場合の耐用年数とは異なっていたため、平成26年度決算において固定資産が、約128万円の過小計上であった。

(社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団)【改善済み】

減価償却累計額の計上誤り一覧

資産名	数量	取得価額	耐用年数		減価償却累計額		差額
			誤	正	誤	正	
座位保持椅子	21点	3,405,205円	3年	5年	2,274,666円	1,362,072円	▲ 912,594円
支援費システム ソフトウェア	1点	918,750円	3年	5年	613,724円	367,500円	▲ 246,224円
ダブルウェーブ スライダー	1点	626,850円	5年	10年	250,740円	125,370円	▲ 125,370円
合計	23点	4,950,805円			3,139,130円	1,854,942円	▲1,284,188円

イ 横浜高速鉄道株式会社の固定資産管理規程では、減価償却資産の耐用年数は、同規程別表「資産種目名称表」によるとしている。しかしながら、3点が「資産種目名称表」に基づいた場合の耐用年数とは異なっていたため、平成26年度決算において固定資産が、約23万円の過小計上であった。

(横浜高速鉄道株式会社)【改善済み】

減価償却累計額の計上誤り一覧

資産名	取得価額	耐用年数		減価償却累計額		差額
		誤	正	誤	正	
電気設備 (みなとみらい駅10両化)	15,228,000円	14年	15年	2,284,200円	2,125,575円	▲ 158,625円
電気設備 (新高島駅10両化)	7,618,000円	14年	15年	1,142,700円	1,063,345円	▲ 79,355円
パソコン	107,900円	5年	4年	23,378円	29,222円	5,844円
合計	22,953,900円			3,450,278円	3,218,142円	▲ 232,136円

ウ 横浜高速鉄道株式会社の固定資産管理規程では、き電線^{※1}等の電路設備は、取替資産に該当し、減価償却方法は、取替法^{※2}を採用するとしている。しかしながら、平成26年度に取得したき電線（取得価額 7,509万円、耐用年数40年）が、取替資産となっておらず、減価償却方法は、定額法^{※3}を採用していた。減価償却方法の相違の結果、平成46年度決算以降、毎年度減価償却費が過大となり、耐用年数が到来する平成66年度決算には固定資産が、約 3,755万円の過小計上となる。

（横浜高速鉄道株式会社）【改善済み】

き電線の減価償却累計額の推移

（単位：円）

年度	減価償却累計額		差額
	誤	正	
平成45年度	35,824,435	35,824,435	0
平成46年度	37,701,698	37,545,268	▲ 156,430
平成56年度	56,474,328	37,545,268	▲ 18,929,060
平成66年度	75,090,536	37,545,268	▲ 37,545,268

- ※1 き電線
電車に直接接する架線に電力を供給するために、主に架線に平行して設けられる送電線
- ※2 取替法
取得価額の100分の50に達するまで定額法等により計算した金額を各事業年度の償却額とする方法
- ※3 定額法
耐用年数にわたって、各事業年度の償却額が同額となるように算定する方法

エ 平成19年の減価償却方法の変更[※]時に、固定資産 14点の入力を誤っていたため、平成26年度決算において固定資産が、約 11万円の過大計上であった。

(横浜高速鉄道株式会社)【改善済み】

減価償却累計額の計上誤り一覧

資産名	数量	取得価額	減価償却累計額		差額
			誤	正	
パーテーション	2点	3,050,130円	3,019,624円	3,050,128円	30,504円
事務机セット	3点	2,407,800円	2,383,710円	2,407,797円	24,087円
会議テーブルセット	1点	1,902,800円	1,883,768円	1,902,799円	19,031円
製図用作業台	1点	1,161,000円	1,149,386円	1,160,999円	11,613円
書棚ロッカー	2点	1,005,300円	995,239円	1,005,298円	10,059円
ラテラルファイルキャビネット	2点	590,650円	584,738円	590,648円	5,910円
壁面書庫	1点	558,100円	552,515円	558,099円	5,584円
組込用耐火金庫	1点	192,400円	190,472円	192,399円	1,927円
図面キャビネット	1点	117,200円	116,024円	117,199円	1,175円
合計	14点	10,985,380円	10,875,476円	10,985,366円	109,890円

※ 平成19年の減価償却方法の変更

税制改正により、償却可能限度額（取得価額の 95%相当額）及び残存価額が廃止され、残存簿価 1円まで償却できることになった。そこで、当該団体では、残存簿価 1円まで償却することとした。

【対象団体が行った改善内容】

社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団及び横浜高速鉄道株式会社は、平成28年2月末までに、指摘事項への是正対応を行い、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を各団体内で共有した。

(2) 公の施設の管理状況等

指定管理者による公の施設の管理については、おおむね適正に行われていたが、一部において本市貸与備品の不適切な管理（1団体）といった、他団体に対する過去の指摘事項と同様の事例が見受けられた。

指摘事項5-3 本市貸与備品の管理

本市は、公の施設である横浜市総合リハビリテーションセンターの指定管理者である社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団に、運営に必要な備品（重要物品（1件 100万円以上の物品）を含む。）を貸与している。

そこで、本市が団体に貸与している備品について、団体所有の備品台帳から38点（うち重要物品 18点）を抽出してみたところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるように改められたい。

ア 本市貸与備品の廃棄

本市が団体に貸与している備品を廃棄する際には、基本協定書に定められた所管局との協議をすべきところ、所管局との協議がなく廃棄されたものが、16点あった。

（社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団）【改善済み】

廃棄された備品

（単位：円）

品名	取得価額	品名	取得価額
眼科用超音波診断装置	6,580,000	移動式踏台	1,086,800
全自動散薬分包機	4,200,000	ミシン	147,000
発声機能検査装置	3,680,000	セーフティ三面鏡	143,000
データレコーダ	3,273,000	カメラ	140,080
手術用手洗装置	2,700,000	マイクロホン	136,100
手指機能検査器	2,070,000	ハサミセット	128,000
ビデオテープ編集装置一式	1,696,800	レーザープリンター	71,750
オーツキタイプライター	1,168,500	洗濯機	24,000
合計			27,245,030

イ 重要物品の報告

横浜市物品規則では、局長が、重要物品増減及び現在高報告書を作成し、会計管理者に年2回報告するとされている。しかしながら、廃棄された重要物品のうち監査時点で市の重要物品明細に記載していた物品が、3点あった。また、現存している重要物品のうち市の重要物品明細に記載していない物品が、6点（施設整備時に取得した物品4点、施設整備後に取得した物品2点）あった。

（社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団及び健康福祉局障害企画課）

廃棄された重要物品のうち
重要物品明細に記載していた物品

（単位：円）

品名	取得価額
全自動散薬分包機	4,200,000
オーツキタイプライター	1,168,500
移動式踏台	1,086,800
合計	6,455,300

重要物品明細に記載していない物品

（単位：円）

品名	取得価額
蒸気滅菌器	5,890,000
薬液滅菌装置	4,550,000
補聴器特性測定器	2,943,900
プールリフト	2,378,500
血圧心拍数計	1,800,000
インピーダンスメーター	1,795,000
合計	19,357,400

ウ 物品管理簿への未記載

社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団に貸与している全ての備品について、物品管理簿に記載していなかった。

（健康福祉局障害企画課）

【対象団体が行った改善内容】

社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団は、平成28年2月末までに、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、この内容を団体内で共有した。

(3) 現金預金の管理状況

現金預金の管理については、おおむね適正に行われていたが、一部において、現金等の不適切な管理（1団体）といった、他団体に対する過去の指摘事項と同様の事例が見受けられた。

指摘事項5-4 現金等の管理

現金等の管理状況について確認したところ、次のような事例が見受けられた。については、適正な取扱いとなるように改められたい。

ア 現金の管理

社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団の会計規程では、管理職は、入出金のあった日の出納終了後に、金銭の残高と帳簿残高を照合しなければならないとしている。しかしながら、小口現金について、横浜市総合リハビリテーションセンターでは月末のみ実施、よこはま港南地域療育センターでは未実施であった。

（社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団）【改善済み】

イ 収入印紙の管理

20,000円の収入印紙が2枚存在していたにもかかわらず、収入印紙受払簿に受け払いの記録がなく、確認できなかった。また、2,000円の収入印紙が1枚存在していたにもかかわらず、収入印紙受払簿の記録は0枚と相違があった。

（社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団）【改善済み】

【対象団体が行った改善内容】

社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団は、平成28年2月末までに、指摘事項への是正対応を行い、指摘事項の発生原因を踏まえた再発防止策を講じた。また、これらの内容を団体内で共有した。

(4) 財務諸表計上額の適正性

財務諸表計上額については、おおむね適正に計上されていたが、一部において賞与引当金の過大計上（1団体）、リース資産及びリース債務の過小計上（1団体）といった、他団体に対する過去の指摘事項と同様の事例が見受けられた。

指摘事項5-5 引当金の計上

ア 賞与引当金の計上

株式会社は、会計基準に基づき、翌年度支払う見込みの賞与のうち当年度の勤務に係る額を「賞与引当金」として負債計上する必要がある。そこで、賞与引当金の会計処理について確認したところ、翌年度に新規採用した職員に支払う見込みの賞与の一部を当年度の引当金として計上していたため、平成26年度決算において賞与引当金が、約40万円の過大計上であった。

については、適正な取扱いとなるように改められたい。

(横浜高速鉄道株式会社)

指摘事項5-6 リース取引

ア リース資産及びリース債務の計上

社会福祉法人は、会計基準に基づき、一定の条件を満たすリース取引について、当該物件を購入したものとして取扱い、当該物件を資産として、これに係る債務を負債として計上する必要がある。そこで、リース取引の会計処理について確認したところ、指定管理者がリース契約により使用しているリース機器について、通常の賃借時の処理を行っていたため、平成26年度決算において資産及び負債が、それぞれ約562万円の過小計上であった。

については、適正な取扱いとなるように改められたい。

(社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団)

指摘事項の背景・原因

今回監査を行った出資団体及び公の施設の管理団体では、一部において、固定資産の計上や減価償却額の算定に誤りがある事例、廃棄された重要物品を重要物品明細に記載しているなど本市貸与備品の管理が不適切な事例が見受けられた。

これらは過去の監査で他団体に対して同様に指摘した事例であるが、各団体が自身の問題ととらえていないため、過去の指摘事項が教訓として生かされていない。

(1) 固定資産の管理状況

団体における固定資産の管理について、購入時における現場部門から経理部門への連絡漏れや固定資産台帳への耐用年数登録時のダブルチェックが不足しているなど、団体のチェック体制が十分でない。

(指摘事項5-1、5-2 参照)

(2) 指定管理者制度導入施設における本市貸与備品の管理状況

指定管理者制度導入施設における本市貸与備品の管理については、政策局が実施している施設を所管する区局向け研修においても、団体と所管区局の協議の重要性、台帳と現物の突合せによる確認の必要性について説明されているところである。

しかし、経理部門の確認がないまま現場部門が備品を廃棄しているなど、団体の本市貸与備品に対する認識及びチェック体制が十分でない。また、本市貸与備品の廃棄を所管局が団体の報告を待つだけで、自ら施設での確認・把握等を行っていないなど、所管局のチェックが十分でない。

(指摘事項5-3 参照)

(3) 重要物品に係る管理の重要性

重要物品については、新公会計制度の導入により本市の貸借対照表に固定資産として計上する必要があるため、管理の正確性がより一層求められる。しかし、過去の監査でも他の団体に対して同様の指摘があったにもかかわらず、改善が見られない。

監査の結果を踏まえ、次のとおり監査委員の意見を付す。

意見5 団体の物品管理に係るチェックの徹底

今までの監査において他団体に対し指摘してきた、団体の固定資産の計上漏れ、指定管理者制度導入施設における本市貸与備品を廃棄する際の協議の未実施などの事例が、今回監査対象とした団体にも見受けられた。

本市の出資団体及び指定管理者並びにその所管区局が、固定資産等の物品について適正な管理及び財務諸表への計上を行うためには、次のように取り組むことが求められる。

(1) 団体における固定資産の管理

- ア 固定資産の購入、廃棄時に、数量金額を固定資産台帳へ確実に記載し、記載内容を担当者と責任者でダブルチェックするとともに、必要に応じて実地棚卸を行う。
- イ 財務諸表を適正に表示するため、責任者は決算時などに固定資産台帳を適正に記載しているか確認を行う。
- ウ 物品管理には、団体の現場部門だけでなく、経理部門も主体的にチェックに関与する。

(2) 指定管理者制度導入施設における本市貸与備品の管理

- ア 備品数量のチェックに際して、団体の現場部門だけでなく、経理部門も主体的に関与する。また、経理部門は、備品の廃棄等に当たり、協定で定められた本市との協議を徹底する。
- イ 施設を所管する区局も、定期的に行われている実地調査の機会を活用するなど、指定管理者のチェック体制を把握、指導する。
- ウ 重要物品等の管理は、施設を所管する区局の責任でもあることから、現物を確認するなど、物品の数量金額、増減を適切に確認する。
- エ 指定管理者制度の所管局は、ガイドライン等で物品確認の手法等について示すなど、重要物品等物品管理が適切に実施されるよう助言、指導をより一層充実させる。

表1 区に係る監査実施対象一覧（事務）

区	【重点】 情報システム	【重点】 区づくり推進費	経理事務等
中区		総務課 区政推進課 地域振興課 税務課 福祉保健課 高齢・障害支援課 こども家庭支援課	総務課 地域振興課 福祉保健課
金沢区		総務課 区政推進課 地域振興課 福祉保健課 高齢・障害支援課 こども家庭支援課	総務課 地域振興課 福祉保健課
港北区		総務課 区政推進課 地域振興課 戸籍課 福祉保健課 高齢・障害支援課 こども家庭支援課	総務課 地域振興課 福祉保健課
泉区		総務課 区政推進課 地域振興課 福祉保健課 高齢・障害支援課 こども家庭支援課	総務課 地域振興課 福祉保健課

表2 局・本部に係る監査実施対象一覧（事務）

局本部	【重点】 情報システム	【重点】 区づくり推進費	経理事務等
政策局	政策課		総務課（公金外現金事務のみ） 大都市制度推進課 政策課 共創推進課
総務局	緊急対策課 情報技術課 人事課 職員健康課		情報技術課 人事課 住民情報システム課
財政局	契約第一課 管財課 公共施設・事業調整課		財源課 財政課 契約第一課
国際局			政策総務課 国際連携課 国際協力課

局本部	【重点】 情報システム	【重点】 区づくり推進費	経理事務等
市民局	広聴相談課 窓口サービス課	区連絡調整課	人権課 市民活動支援課 広報課
文化観光局			総務課 M I C E 振興課
経済局			総務課 成長産業振興課 経営・創業支援課
こども青少年局	障害児福祉保健課		総務課（公金外現金事務のみ） 放課後児童育成課 こども施設整備課 障害児福祉保健課
健康福祉局	企画課 保険年金課 介護保険課 保健事業課 環境施設課		障害企画課 介護保険課 環境施設課
医療局 医療局病院経営本部			総務課 医療政策課 がん・疾病対策課
環境創造局	農政推進課		総務課（公金外現金事務のみ） 環境エネルギー課 水・土壌環境課 みどりアップ推進課
資源循環局	産業廃棄物対策課		総務課 車両課 処分地管理課
建築局	都市計画課 市営住宅課 違反对策課 調整区域課		都市計画課 宅地審査課 調整区域課
都市整備局			企画課 地域まちづくり課 防災まちづくり推進課
道路局	管理課 河川管理課		総務課（公金外現金事務のみ） 企画課 道路調査課 橋梁課
港湾局	管財第一課		港湾経営課 管財第二課 山下ふ頭再開発調整課

局本部	【重点】 情報システム	【重点】 区づくり推進費	経理事務等
消防局	企画課		企画課 総務課 西消防署
水道局			国際事業課 磯子・金沢地域サービスセンター 計画課
交通局			総務課 営業課（高速鉄道本部） 本牧営業所
教育委員会事務局	指導主事室 健康教育課		総務課（公金外現金事務のみ） 教職員人事課 指導主事室 東部学校教育事務所
選挙管理委員会事務局	選挙課		

表3 区局に係る監査実施対象一覧（工事）

区局	工 事
中区	中土木事務所
金沢区	金沢土木事務所
港北区	港北土木事務所
泉区	泉土木事務所
環境創造局	技術監理課、公園緑地整備課、北部公園緑地事務所、南部公園緑地事務所、管路保全課、管路整備課、下水道建設事務所、下水道施設管理課、中部水再生センター、南部水再生センター、下水道施設整備課、下水道設備課
資源循環局	産業廃棄物対策課、施設課、処分地管理課、旭工場
建築局	建築防災課、違反对策課、保全推進課、施設整備課、電気設備課、機械設備課
都市整備局	都市交通課、都心再生課、みなとみらい21推進課、景観調整課、防災まちづくり推進課、市街地整備調整課、市街地整備推進課、金沢八景駅東口開発事務所、戸塚中央区画整理事務所

区局	工事
道路局	施設課、建設課、橋梁課、横浜環状北西線建設課、河川管理課、河川事業課
港湾局	管財第一課、賑わい振興課、建設第一課、建設第二課、維持保全課
水道局	給水課、北部工事課、西部工事課、南部工事課、中部工事課、北部第一給水維持課、北部第二給水維持課、西部第一給水維持課、西部第二給水維持課、南部第一給水維持課、南部第二給水維持課、中部第一給水維持課、中部第二給水維持課、設備課、西谷浄水場、川井浄水場、水源林管理所、小雀浄水場、計画課、技術監理課、建設課、工業用水課
交通局	車両課、電気課、上永谷保守管理所、新羽保守管理所、施設課、建築課、建設改良課

表 4 - 1 出資団体に係る監査対象一覧

団体名	所管局課名
社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団	健康福祉局 障害企画課
横浜高速鉄道株式会社	都市整備局 都市交通課
株式会社横浜港国際流通センター	港湾局 港湾経営課

表 4 - 2 公の施設の管理団体（指定管理者）に係る監査対象

公の施設	指定管理者	所管局課名
横浜市総合リハビリテーションセンター	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団	健康福祉局 障害企画課

表5 監査委員による実地監査

実施日	対象区局	主な内容	担当監査委員
平成27年 11月26日	教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育事務所の事業について ・人事と人材育成について ・地域連携推進について <視察場所> 東部学校教育事務所 授業改善支援センター (ハマ・アップ)	尾立委員 森委員
	建築局	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎整備内容等について ・来庁者や環境への配慮等について ・工事監理（施工管理状況）、安全管理について <監査対象工事> 南区総合庁舎移転新築工事	川内委員 中家委員 清水委員
平成28年 1月15日	中区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・市民局における区予算に対する取組について ・中区における区づくり推進費の取組について ・内部監察等について <視察場所> 中区役所 別館	川内委員 尾立委員 清水委員
平成28年 1月29日	総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・システムが稼働するためのインフラ整備状況について ・個人情報保護のための対策、検討状況について ・運用体制の整備状況、訓練等実施状況について <監査対象システム> 総務局危機管理室 災害時安否情報システム	川内委員 中家委員 森委員